

# 商標法における「標章」の意味 「特許」 Vol.56 No.6 附属資料

下記資料を除き、本文に引用した資料は、すべて特許庁職員閲覧室（6階南側入って左）にあります。

（「マドリッド協定議定書の円滑な運用と利用促進を図るための調査・研究及び普及活動報告書」26頁・発明協会・平成14年3月）

附属資料 一覧

- 附属資料 1 [ 2 . 辞書における「標章」]
- 附属資料 2 [ 1-3 諸外国の制度 ]
- 附属資料 3 [ 4-1 「標章」]
- 附属資料 4 中 [ 4-3-8 論文の中の「標章」]
- 附属資料 5 [ 「なまえ」・「同定」・「消費者」]
- 附属資料 6 [ 5-5 観念的商標・具体的商標 ]
- 附属資料 7 [ 9-2 商標を利用する商標権者 ]
- 附属資料 8 [ 11-2 登録商標（商標の同一）]
- 附属資料 9 [ 12-4 侵害とみなす行為 ]
- 附属資料 10 [ 12-6 罰則 ]
- 附属資料 11 商標法案（メモ）

.....

附属資料 1 [ 2 . 辞書における「標章」]

2-7 【標章】ひょう - しょう へウシャウ しるし  
とする徴表または記号。めじるし。\*仏國学制<佐沢  
太郎訳>中学総論・4・1・69「名譽の爲めに設くる所  
の標章」・小説神髓<坪内逍遙>上・小説の変遷「しば  
しば恋慕の意を表する好標章（へウシャウ）ともなら  
ずや」（昭和50年・「日本国語大辞典」第17巻）

附属資料 2 [ 1-3 諸外国の制度 ]

1-3 諸外国の制度

（下線引用者）

BENELUX

Uniform Benelux Law on Marks (amended by the  
Protocol of December 2, 1992)

Chapter I Individual Marks

Article 1

The following shall be considered individual marks:  
designations, designs, prints, seals, letters, numbers,  
shapes of goods or their get-up, and any other symbols  
which serve to distinguish the goods or services of an  
enterprise.

However, shapes determined by the very nature of  
the goods or which affect their actual value or produce  
Industrial results cannot be considered marks.

Article 13

A. 1. Without prejudice to the possible application of  
ordinary civil law in matters of civil liability, the  
proprietor of a mark may, by virtue of his exclusive  
right, prohibit:

(a) ~

(b) any use in the course of trade made of the mark  
or of a similar sign for goods for which the mark is  
registered or for similar goods where there exists a  
likelihood of association on the part of the public  
between the sign and the mark.

SWITZERLAND

Federal Law on the Protection of Trademarks and  
Indication of Source (of August 28, 1992, as last  
amended on 25, 1995)

TITLE 1 TRADEMARKS

Chapter 1 General

Part 1 Protection of Trademarks

(Definition)

## 附属資料

1. - (1) A trademark is a sign capable of distinguishing the goods or services of one enterprise from those of other enterprises.

(2) Trademarks may consist, in particular, of words, letters, numerals, graphic representations, three-dimensional shapes or combinations of such elements with each other or with colors.

(Relative Grounds for Exclusion)

3. - (1) Trademark protection shall also not be available to signs:

(a) identical with an earlier trademark and intended for the same goods or services as such trademark;

(b) identical with an earlier trademark and intended for similar goods or services and a risk of confusion results therefrom;

(c) similar to an earlier trademark and intended for the same or similar goods or services and a risk of confusion results therefrom.

### Part 4 Content of Rights in Trademarks

(Exclusive Rights)

13. - (1) The trademark right shall afford its owner the exclusive right to use it to identify the goods or services for which it is claimed and to dispose thereof:

(2) The owner of a trademark may prohibit others from using a sign that is excluded from protection under Article 3(1); in particular from:

(a) ~

## UNITED KINGDOM

Trade Mark Act 1994

### Part 1 REGISTERED TRADE MARKS

Introductory

(Trade marks)

1. -(1) In this Act a “trade mark” means any sign capable of being represented graphically which is capable distinguishing goods or services of one undertaking from those of other undertakings.

A trade mark may, in particular, consist of words (including personal names), designs, letters, numerals

or the shape of goods or their packaging.

(2) References in this Act to a trade mark include, unless the context otherwise requires, references to a collective mark (see section 49) or certification mark (see section 50).

Effects of registered trade mark

(Right conferred by registered trade mark)

9. - (1) ~

(Infringement of registered trade mark)

10. - (1) A person infringes a registered trade mark if he uses in the course of trade a sign which is identical with the trade mark in relation to goods or services which are identical with those for which it is registered.

(2) A person infringes a registered trade mark if he uses in the course of trade a sign where because-

(a) the sign is identical with the trade mark and is used in relation to goods or services similar to those for which the trade mark is registered, or

(b) the sign is similar to the trade mark and is used in relation to goods or services identical with or similar to those for which the trade mark is registered, there exists a likelihood of confusion on the part of the public, which includes the likelihood of association with the trade mark.

## FRANCE

Law No. 92-597 of July 1, 1992, on the Intellectual Property Code (Legislative Part) (as last amended by Law No. 96-1106 of December 18, 1996)

### BOOK VII

TRADEMARKS, SERVICE MARKS AND OTHER DISTINCTIVE SIGNS

TITLE 1 TRADEMARKS AND SERVICE MARKS

Chapter 1 Constituent Elements of Marks

L. 711-1. A trademark or service mark is a sign capable graphic representation which serves to distinguish the goods or services of a natural or legal person.

The following, in particular, may constitute such a sign:

(a) denominations in all forms, such as: words, combinations of words, surnames and geographical names, pseudonyms, letters, numerals, abbreviations;

(b) audible signs such as: sounds, musical phrases;

(c) figurative signs such as: devices, labels, seals, selvages, reliefs, holograms, logos, synthesized, images; shapes, particularly those of a product or its packaging, or those that identify a service; arrangements, combinations or shades of color.

### Chapter III Rights Conferred by Registration

L. 713-1 ~

L. 713-2 ~

L. 713-3 The following shall be prohibited, unless authorized by the owner, if there is a likelihood of confusion in the mind of the public:

(a) the reproduction, use or affixing of a mark or use of a reproduced mark for goods or services that are similar to those designated in the registration;

(b) the imitation of a mark and the use of an imitated mark for goods or services that are identical or similar to those designated in the registration.

L. 713-6 Registration of a mark shall not prevent use of the same sign or similar sign as;

### GERMANY

Law of the Protection of Trade Marks and Other Signs (Trade Marks Law) (of October 25, 1994, as amended by Law of July 24, 1996)

#### Part 2

### PREREQUISITES, SCOPE AND LIMITS OF PROTECTION OF TRADE MARKS AND COMMERCIAL DESIGNATIONS TRANSFER AND LICENSE

#### Chapter 1 Trade Marks and Commercial Designations;

##### Priority and Seniority

Sec. 3. - (1) Any signs, particularly words, including personal names, designs, letters, numerals, sound marks, three-dimensional configurations, including the shape

of goods or their wrapping as well as other packaging, including colors and combinations of colors, which are capable of distinguishing the goods or services of one undertakings may be protected as trade marks.

(2) Signs which consist exclusively of a shape

1. which results from the nature of the goods themselves;

2. which is necessary to obtain a technical result; or

3. which gives substantial value to the goods shall not be capable of being protected as trade marks.

### Chapter 3 Scope of Protection; Infringements of Rights

Sec. 14. - (1) ~

(2) Third parties shall be prohibited from using in the course of trade, without the consent of the proprietor of the trade mark.

1. any sign which is identical with the trade mark in relation to goods or services which are identical with those for which the mark is protected;

2. any sign where, because of its identity with, or similarity to, the trade mark and the identity or similarity of the goods or services covered by the trade mark and the sign, there exists a likelihood of confusion

on the part of the public, including the likelihood of association between the sign and the trade mark; or,

3. ~

### ITALY

Trademark Law, Royal Decree No. 929 of June 21, 1942

As last amended by Legislative Decree No. 198 of March 19, 1996

#### Title I Right in Trademarks and Use of Trademark

##### Chapter I Rights in Trademarks

Art. 1. - 1. The rights of the owner of a registered trademark shall consist in the faculty to make exclusive use of the trademark. The owner shall have the right to prohibit third parties who do not have his consent from using.

(a) signs identical to the trademark for goods or services that are identical to those for which the

trademark was registered.

(b) signs identical or similar to the registered trademark for goods or services that are identical or similar where the identity or similarity of the signs and the identity or similarity of the goods or services might create a risk of confusion for the public, such risk of confusion including also the risk of association between the two signs.

## Title II Subject Matter and Proprietor of Trademark

### Chapter I Subject Matter of Registration

Art. 16. - 1. Any new sign which can be represented graphically, particularly words, including personal names, designs, letters, numerals, sounds, the shape of goods, or of their packaging, color combinations or tonalities, provided that they are capable of distinguishing the goods or services of one enterprise from those of other enterprises may be registered as a trademark, subject to Article 18 and 21.

## 標章に関する統一ベネルックス法

### 第13条

A. 1. 民事責任事件における一般法の適用を害することなく、標章の所有者は、排他的権利によって次のことを差し止めることができる。

(a) ~

(b) 標識及び標章を公衆が連想するおそれがある場合には、標章が登録されている商品又は類似の商品について標章又は類似の標識を取引上使用すること（「外国工業所有権法令集」社団法人 日本国際工業所有権保護協会より、以下同じ）

## スイス商標法

### 第4部 商標に係る権利の内容

#### 第13条（独占権）

(1) 商標権者には、保護を求めている商品又はサービスを同一視しそれを処理するために、商標を使用する排他的権利が与えられる。

(2) 商標の所有者は、第3条(1)に基づく保護から除外される標識を他人が使用することを禁止することができる。特に、次に掲げることを禁止することができる。

(a) ~

## 英国1994年法

### 登録商標の効力

#### 第9条 ~

#### 第10条 登録商標の侵害

(1) 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについてその商標と同一の標識を取引上使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。

(2) 次のいずれかの理由により、登録商標と関連を生ずるおそれを含む、公衆の側に混同を生ずるおそれがある場合には、次の標識を取引上使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。

## ドイツ商標法

### 第3章 保護の範囲；権利の侵害

#### 第14条（商標の所有者の排他的権利；差止命令による救済；損害賠償）

[1] 第4条の規定に基づいて商標の保護を取得することにより、その商標の所有者には、その商標について排他的権利が与えられるものとする。

[2] 第三者は、商標の所有者の同意を得ないで次の標識を取引上使用することを禁止されるものとする。

(1) 商標が保護されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて、当該商標と同一の標識

(2) 標識と商標の同一性又は類似性並びにその商標及び標識が対象とする商品又はサービスの同一性又は類似性のために、その標識と商標が関連があるものと思われる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合における当該標識

## フランス知的所有権法

### 第3章 登録によって付与される権利

#### 第713条の3

次に掲げるものは、公衆の判断に混乱を生じさせる可能性がある場合には、所有者の許可がなければ禁止される。

(a) 標章の複製、使用若しくは貼り付け、又は登録において指定されている商品又は役務と類似のものに対し複製された標章を使用すること

(b) 標章の模造、並びに登録において指定されている商品又は役務と類似のものに対して模造標章を使用すること

イタリア商標法

第 編 商標に関する権利及び商標の使用

第1章 商標に関する権利

第1条

(1) 登録商標の所有者の権利は、当該商標を排他的に使用する権限からなるものとする。所有者は、自己の同意を得ていない第三者が次の標識を使用することを禁止する権利を有する。

(a) 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについてその商標と同一の標識

(b) 標識の同一性若しくは類似性及び商品若しくはサービスの同一性若しくは類似性のために、公衆が混同するおそれがあり、かつ、そのことにより2つの標識間に関連を生ずるおそれがある場合には、同一若しくは類似の商品若しくはサービスについて登録商標と同一若しくは類似の標識

第 編 商標の対象及び商標権者

第I章 登録の対象

第16条

第18条及び第21条の規定に従うことを条件として、視覚によって認識できるように表現できる新たな標識、特に、個人名を含む語、模様、文字、数字、音響、商品若しくはその包装の形状、色彩の組合若しくは色調は、商標として登録することができる。ただし、それらがある事業に係る商品に係る商品若しくはサービスと他の事業に係るそれとを識別することができる場合に限る。

附属資料3 [4-1 「標章」]

(以下「文字等」という。)

商標法案(第1読会) 昭和33年5月19日

第2条 この法律で「商標」とは、文字、図形、若しくは記号又はこれらの結合であって、営業又は業務として商品を生産し加工し証明し又は譲渡している者が、取引者又は需要者にその商品が自己の営業又は業務に係る商品であることを表示し、その商品と他人の営業又は業務に係る商品とを区別させることができるものをいう。  
{訂正書き込みあり。}

第2条 この法律で「商標」とは、色彩を附してある若しくは色彩を附してない文字、図形、若しくは記号又はこれらの結合(以下「文字等」という。)

であって、  
業務(業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する行為をいう。以下同じ。)を  
{削除・営業又は業務として商品を生産し加工し証明し又は譲渡}している者が、  
{削除・取引者又は}需要者にその商品が自己の営業又は業務に係る商品であることを表示するための  
{削除・し、その商品と他人の営業又は業務に係る商品とを区別させることができる}ものをいう。  
{上記第2条頁に添付された別紙の第2条訂正案。訂正前からある分、加入分、削除分を改行で分けた。下線筆者。}

附属資料4 [4-3-4 論文等の中の「標章」]

(主として、「商標」の文字を題号に含む書籍より)

標章・標識・商標・ブランド

1 昭和34年以前のもの

(旧漢字と常用漢字を混用)

1-1 商標ナル文字ヲ用ヰタルハ舊來ノ慣習ニ依リタルノミニシテ必スシモ商人又ハ商業ニ限リタルノ意ニアラス

新聞紙ノ表題ノ如キハ新聞紙ナル紙片ヲ表彰スルモノニアラスシテ無形ノ内容ヲ表彰スルモノナルヲ以テ商標ト言フヘカラス(明治44年「工業所有権論」260頁・清瀬一郎)

商標ハ以上ノ如ク營業(營利ヲ目的トスル事業)ニ係ル商品ニ使用スルモノナレトモ營利ヲ目的トセサル事業ニモ亦同様ノモノヲ使用スルコトアリ之ヲ標章ト稱シ總テ商標法ノ規定ヲ準用ス(商20)

商標ハ之ヲ附シタル商品力或ル人ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル目的ヲ有ス(同上261頁)

商標トハ其名ノ示スカ如ク一ノ標識ナリ

商標タルモノハ選定セラレタル文字ノ外形ナリ一定ノ書風ニヨリ記サレタル文字ノ外形ナリ故ニ文字ノ外形ニ於テ特別顯著ナラサルヘカラス(同上263頁)

明治32年7月1日前ヨリ同一商品ニ付同一若ハ類似ノ商標ヲ善意ニテ使用シタル者ニ對シテハ其ノ使用ノ事實ニ基キ優先權ヲ與ヘ此ノ者カ登録ヲ出願シタル場合ニ於テハノ規定ニ拘ラス其商標ヲ登録スルコトヲ得(商3ノ2)(同上276-7頁)

商標權ハ「(前略)商品ニ付商標ヲ使用スルノ專權ヲ有ス」トノ義ナリ(同上279頁)

商標權モ亦特許權等ト同シク專權ノ一種ナリ(同上280頁)

登録後其商標ヲ使用セスシテ1年ヲ經過シ又ハ其ノ使用ヲ中止シテ3年ヲ經過シタル場合ニ商標ノ登録ヲ取消スコトヲ得(商9ノ2號)(同上284頁)

他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標〔下線引用者〕ヲ使用スルコトニ依リテ他人ノ商標權ヲ侵害〔下線引用者〕シタルトキハ亦特許權ノ侵害ノ場合ト同シク民事上並ニ刑事上ノ効果ヲ生ス民事上ノ効果トシテハ不法行為トシテ損害賠償ノ責任ヲ生スルニ在リ殊ニ商標權ハ名譽權タルノ側面ヲ有スルヲ以テ其侵害ニ對シテハ裁判所ハ被害者ノ請求ニ因リ金錢ノ賠償ニ代ヘ又ハ之ト共ニ名譽ヲ回復スルニ適當ナル處分ヲ命スルコトヲ得(同上290-1頁)

刑事上ノ責任ハ犯罪者トシテ一定ノ刑罰ヲ受クルニ在リ〔23條1項1號-8號,引用者注〕(同上291頁)

1-2 商標(trade mark)ハ商品(goods)ヲ表彰(indicate)スル為メニ使用スル標章(mark)〔下線引用者〕ナリ(明治44年「商標法要論」9頁・田中鐵二郎)

商標ノ登録ヲ受ケタル者ハ其商標ヲ專用シ他人ヲシテ同一又ハ類似ノ商標〔下線引用者〕ヲ同一商品ニ關シテ使用セシメサルノ權利〔下線引用者〕ヲ有スニ商標ニ關シテハ登録ヲ受クルコトヲ得ルカ為ニ必要ナル所ノ條件ヲ考究スルノ外。商標其モノノ成立要件ヲ考究スルノ必要アリ(同上22頁)

1-3 商標(Warenzeichen)トハ自己ノ生産,製造,加工,選擇,取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品(Waare)ナルコトヲ表彰スル為メニ用フル文字,圖形若ハ記號又ハ其ノ結合ヨリ成ル目標ヲ謂フ(商標法第1條)大

正11年「改正 商標法要論」1頁・藤江政太郎)

商標ノ登録ハ之ヲ使用セムト欲スル者ノ營業の利益ヲ度外視スヘカラスルト同時ニ社會的の公益ヲ顧慮セサルヘカラスルハ言フ俟タス,。(同上17頁)

1-4 商標トハ營業者ヨリ自由ニ擇撰セラルル所ニ係リ本来或ハ直ニ其全體カ認識セラレ得ヘク且一見シテ會得シ得ヘキ文字圖形若ハ記號又ハ其結合ニシテ商品ヲシテ一定ノ營業者ニ專屬スルモノ即チ其者ヨリ製造セラレ若ハ擴布セラレ彼ノ營業ヨリ發源セルモノトシテ認識セシメ(根源ノ目的 ursprungszweck)同時ニ他ノ營業者ノ商品ヨリ明ラカニ之を甄別スヘク(甄別ノ目的 Unterscheidungswehk)且又其音響の價值ニ依リテ客觀的ニ此認識甄別に適應スルモノナリ。(大正11年「四法要義」356頁・村山小次郎)

1-5 商標トハ自己ノ營業ニ係ル商品ヲ,他人ノ同種商品ヨリ區別スル為ニ用ヰラルル標識ヲ謂フ(大正11年「商標法講話」1頁・三宅發士郎)

生産關係ヲ表示スルノミナラズ,商人ガ其ノ自己ノ取扱ノ商品ニ對シテモ亦之ヲ使用するに至ツタノデアル(同上3頁)

商標ハ商品ヲ表彰スルコトヲ直接ノ目的ト為スモノデアル(同上63頁)

1-6 商標ハ標章〔下線引用者〕ノ一種ナリ。標章ハ其ノ本來ノ性質ヨリ云ヘバ無形ナル思想ナレドモ,之ヲ具體的ニ表現センガ為メニハ文字・圖形・記號等有形の標識ニ依ラザルベカラズ。(昭和2年「各國商標法提要」1頁・井野春韶)

1-7 商標ハ商品ニ使用スル標章〔下線引用者〕ナルコトヲ要ス(昭和2年「商標法詳論」11頁・吉原隆次)同一ナラサル商標カ相紛ハシク誤認,混同セラルルノ虞アルトキハ其ノ商標ヲ類似スル商標〔下線引用者〕ト稱スヘキナリ

1-8 商標はそれが繪畫から成るものであつても,また文字言語から成るものであつても,要するに人間思想の産物である。當業者は須らく商品の性質に矛盾せず,而かも需要者の心理に投合した獨自斬新にして他人の模倣を許さざる特別顯著な商標を考案選定して,

公正なる手段により堂々として自家の商域を擴張すべきである。(昭和3年「商標の理論と実際」4頁・井野春韶)

次に商標の心理に関しては、その理論の方向に於いては一般心理學の原理を之れに適用することが出来ないではない。しかし商標には商標として自ら別個の研究すべき多くの問題を包蔵してある。(同上5頁)

従つて商標は標章〔下線引用者〕の一種である。標章〔下線引用者〕はその本来の性質から言へば無形なる思想の産物であるが、之れを文字なり圖形なり記號なりに具體的に表現して初めて標章として認識し得るのである。文字にしても圖形にしても元來一の象徴<シムボル>であつて、象徴そのものには本來何の意義もないのである。(同上67-8頁)

1-9 法は商標權として保護すべき商標は各種の條件を具備することを必要として居る。

商標とは自己の營業(～)上の商品を、他の同種の商品より區別せむ為めに、使用し又は使用せむとする商品の標識である。従つて商標の本質は商品自身の目標である點に存するのである。(昭和4年「實例特許實用意匠商標手續總覽」589頁・三宅發士郎)

特別顯著とは他と比較して云ふことであるから、必ずしも商標自體の構成の内容のみに捉はれるものでない。非常に簡單なるものも長き使用の結果、世人一般に認識せらるるやうになつたもの又は極めて簡單なるものも、特別の意義を有する為めに、其の商標は茲に謂ふ特別顯著の性質を有することもある。(同上592頁)

要部とは商標中離隔的觀察に於て世人の最も注意を惹く部分、換言すれば其の商標が吾人に與ふる印象回想力を云ふもので、此意味に於て商標の類否問題は各個の商標の要部に依り比較決定すべきものである。(同上596頁)

1-10 商標自體の本質は嚴格なる意義に於ては、単に商品自體の標識に在りて、其の出所の如何を直接に表示することは商標自體の本質に非ず。(昭和6年「日本商標法」75頁・三宅發士郎)

1-11 グッドウヰルなる財産の意義及び範圍は時代により又人によりその見解を異にすること多きも、概していへばその意義は時代と共に漸次擴張せられ、今

日に於ては、商標權～等の知き〔ごとき 引用者注〕、所謂無體財産權の全部をもこの中に包含せしめんとする傾向が廣く見出さるゝ状態にある。

狹義、固有のグッドウヰルより全然離れて～商標の價格は考慮せらるゝことを得ず～。(昭和8年「グッドウヰルの研究」5頁・高瀬莊太郎)

1-12 商標ハ商品ヲ表彰スルコトヲ直接ノ目的トスルモノナルヲ以テ取引上世人ノ注意ヲ惹起スル程度ニ特別ニシテ又他人ノ商標ト混同誤認スルヲ避け得ル程度ニ顯著ナルコトヲ要シ獨リ使用者ノミ自己ノ商標トシテノ標章〔下線引用者〕ヲ使用スルモ世人ヨリ見テ商品ヲ表彰スル目標ナリトセサルトキハ商標ト稱スルコトヲ得サルモノトス。(昭和11年「特許 實用新案 意匠商標 學說判決總攬」584頁・萼優美)

1-13 商標とは自己の生産～の營業に係る商品なることを表彰する為めに必要なる文字～より成る標識を謂ふのである。(昭和12年「自分でできる商標の出願手續と誰にもわかる判例」1頁・内藤隆)

顯著とは一般世人の注意を惹くに足るべき構成を有することを謂ひ、特別顯著とは一般世人の注意を惹くに足るべき其の構成が特別に著しきことを謂ふのである。(同上2頁)

1-14 商標の觀念は之を左記の如く定むべきであると信ずる。即ち商標とは營業の得意の標識として商品に關し使用せらるる標章〔下線引用者〕を謂ふと。(昭和14年「工業所有權法」428頁・萼優美)

1-15 商品を表彰する標識即ち商標は其始めは商品の生産者若くは營業者を表示することを目的とする營業標(Geschäftsbezeichnung)であつたが、商取引が國境を越えて行はれ同種の商品多数となるに従ひ商品其物を區別する標識即ち商品標(Warenbezeichnung)となつたのである。

されば斯くの如き商標は商品に附された標識で文字、圖形若くは記號又は其結合である。而してそれが特別顯著であり、之により其商品を一見直ちに甄別し得るものでなければならぬ。之を特別顯著性(special and distinctive natur 英商9條)又は甄別力(Unterscheidungskraft 獨商1條)と云う。此甄別力

により商品の混同誤認（Verwechselung）を防ぎ營業主及一般需要者の利益を擁護し取引上の秩序を維持せんとするのが商標制度の目的である。（昭和15年「無體財産法論」308-9頁・飯塚半衛）

1-16 商標は一定の營業に係る商品を他の商品より識別せしむる為め、商品に使用せらるる標章〔下線引用者〕である。

商標は標章（Mark）〔下線引用者〕である。

標章とは、一定の標識の為め使用せらるる形象（Symbol）を云ふ。～商標たり得る標章は文字～たることを要し、従つて、平面的形象に限るものと云はねばならぬ。（昭和25年「工業所有權論」259頁・永田菊四郎）

工業所有權は、既に述べたやうに、一定の無形的財貨を、總括的且つ排他的に支配することを内容とする權利である。従つて、工業所有權は、權利の客體たる無形的財貨に付き、直接に總括的の支配を為すべき、積極的の權能を有すると共に、他面に於いて、斯くの如き消極的の支配を妨害する者に對して、其の妨害の排除を為すべき、消極的の權能を有するのである。（同上277頁）

1-17 商標は自己の商品と他人の商品とを區別する為の目印である。従つて商標は商品の出現する以前には無かつたということが妥当である。

この様に表徴手段を借りて物を個性化せんとすることが、商標觀念の源をなすものであると考えられる。

商標とは營業者自身の製造・加工・販売・其の他とり扱いをなす商品と、他人の同種の商品とを區別する為に使用する商識であり、文字商標、図形商標等からなる。

（昭和26年「日本商標並商號總覽」1頁・日本商標普及會・池田重信）

1-18 商標なるものは、商企業的領域内においてその敏感な發展變動に應じて生成發展して行くものであるから商標の觀念も社會的事情の變化に伴つて變動して行くことは争えない所である。

商標は標章（Mark）〔下線引用者〕である。

標章とは一定の標識の目的の為めに使用せられる形象（Symbol）を言うのである。而して右にいわゆる一

定の標識の目的とは商品に関する營業の得意としての目的である（昭和27年「條解工業所有權法」427頁・萼優美）

しかし、標章が平面的形象に限られるのは登録を受けるについての要件であつて、その實際取引に當つてはこれを立體的に使用しても固より差支えない。たとえば、商品の包装函または袋等はそれ自體はこれを商標として登録することはできないが、其の展開圖はこれを商標として登録することができる。而してこれを實際使用するに當つては六面體とし將又袋として使用しても依然商標としての使用と認めるべきである。

商品甄別の標識とは、固より自他商品甄別の標識としての言いであるが自他商品と共に自己の商品の甄別の場合もあり得るわけである。（同上430頁）

1-19 商標とは自己の營業（～）上の商品を、他の同種の商品から區別せんが為めに使用する商品の標識である。従つて商標の本質は商品を表彰することを直接の目的とする。（昭和29年「実例 特許・実用新案・意匠・商標 手續總覽」365頁・三宅發士郎・岡田音五郎）

商標は上述のように商品の甄別標識であるのに対して、意匠は物品の美的趣味感を目的とする考案である点に於いてそれぞれ本質を異にしている。固より商標といえども主として視覚により記憶せられるものである關係から、人の嫌悪すべき標識を避け、美觀乃至趣味を感ぜしめる程度の商標を作成することが多い。（同上367頁）

1-20 商品は、元來がその企業の一の信用度をその「魂」とするのであるが、商品の売買にあつては商標が一切を表現したかに現象し、そのかわり企業としての出所は抽象的に、觀念的にのみ認識される。（昭和30年「特許・商標」368頁・兼子一・染野義信）

わが国の商標法はスローガン・マークを拒絶する規定を有さないとの理由から登録されている事例は極めて多い（～）。敘述的、若しくは説明的な構成よりなる商標は、それ自體、顯著性を欠くとする米国商標法の理論は顧慮されなければならない（～）。（同上385-6頁）

1-21 商標とは一特定人の營業の商品を明らかにするために商品に使用する名称または記号である。



商標は名称または記号である。すなわち、一つの事物を他の事物と分別表識する称<となえ>、または記号である。名称の商標は称呼が商標の主体であつて、それを記した文字は従影である。

また、記号は名称でない文字、図形および狭義の記号、ならびに、これらの結合から成る形象である。(昭和31年「日本商標の研究」3頁・井上一平)

日本商標法に於いても、登録する商標は文字、記号云々として、称呼は制定当時の技術では録音することができないから、便宜上文字を以て音<おん>を示したものを登録すると規定したまでのことであつて、形のある文字そのものが商標の主体だと誤解せる者余りにも多いので注記する。(同上9頁)

1-22 商標法のうちには標章なる用語は2つの用法の下に使用されている。

第一は、未登録商標についていう場合であつて、慣用標章(～)、周知な標章(～)の如きは、その代表的事例というべきである。

第二は、営利を目的としない業務をあらわすために商品に使用される文字、図形、記号若しくはその結合を標章という場合である。(第26条参照)(兼子・染野氏前掲書512頁)・(昭和31年「学説判決 工業所有権法総覧」1469頁・萼優美)

1-23 商標権という無形の財産を国家的に一つの台帳に登録し、その権利の帰属関係を法的に明確にしておく必要性を倍加したものといわねばならなくなったので、その意義はますます重大となったのである。(昭和34年「商標と商標法」10頁・藤原龍治)

#### 1-24 国会議事録

政府委員(井上尚一君) 輸出する行為は、ここにいきます生産または譲渡というふうには、それに該当するわけでございます。どれかに該当することになります。(昭和34年3月10日「第9部 商工委員会会議録第15号 [参議院]」19頁)

説明員(新玉義人君) 登録された商標といひますのは、御承知のように商標見本というものを特許庁に差し出したのが、それが登録された商標ということになるわけであります。(昭和34年3月10日「第9部 商工委員会会議録第16号 [参議院]」12頁)

## 2 昭和35年以後のもの

2-1 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に商標登録を受けようとする商標を表示[下線引用者]した書面及び必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければならない。(昭和35年・「新工業所有権法令集」商標法5条1項)

商標登録を受けようとする商標を表示[下線引用者]した書面は、次の要領により作成する。(昭和35年・商標法施行規則・様式第1[備考4])

商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

### 二 商標登録を受けようとする商標

(平成9年・「工業所有権法令集」商標法5条1項)

商標登録を受けようとする商標は、次の要領により記載[下線引用者]する。(平成9年・同上法令集・商標法施行規則・様式第2[備考5])

商標登録を受けようとする商標を記載[下線引用者]した書面を願書にはり付けて記載[下線引用者]するときは、口の規定する大きさの用紙を用いるものとし、その用紙を商標記載欄[下線引用者]とする。(同上[備考5]二)

### 2-2 不正競争防止法

この法律において「商標」とは、商標法第2条第1項に規定する商標をいう。(平成9年・同上法令集・不正競争防止法2条2項)

この法律において「標章」とは、商標法第2条第1項に規定する標章をいう。(平成9年・同上法令集・不正競争防止法2条3項)

2-3 明治17年～商標条例が公布され、同10月から施行された。～慣用標章、周知標章と同一又は相紛らわしい商標等の不登録を定め～。(昭和35年「商標法説義」1頁・吉原隆次)

通俗に自然人の名前を氏名、法人の名前を名称、営業の名前を商号、土地の名前を都道府県市町村字番地、各人の電話の表示を局番号という。これと同様に商品の名前を商標というのである。(同上7-8頁)

商標は商品に使用する標識である。(同上14頁)

商標の構成は、登録の要件であり、商標の本質ではない。商標の構成とは、商標見本の作成の要件の意味

である。(同上18頁)

商標の本質から見た商標そのもの又は商標の使用の態様は、立体的のものでもよいのである。登録の要件としての商標の構成が平面的のものであることを要するということと、本質的の商標又は商標の使用の態様が立体的のものでもよいということとは決して矛盾しない。(同上20頁)

2-4 商標法によって、独占的な権利 商標権 を付与する場合、原理的には商標の使用の事実に基づいて商標権を成立させるもの いわゆる使用主義と、登録によって、商標権を成立させるもの いわゆる登録主義とが対立する。前者は、前述したような標識としての商標の本質からみれば妥当である。(昭和35年「工業所有権法 法律学全集54-」349頁・豊崎光衛) わが国で、従来用いられていた特別顕著性の語は、一般世人の注意を惹くに足るような構成を有することであるとの考えが古くから有力であったが、近時は一般に、取引上自他の商品を識別させる力、或いは商品の出所の指標力又は表示力と解されている。(同上353頁)

2-5 使用主義というのは、商標権はどのような社会的事実に基づいて形成されるか。その型の一つとして存するものである。すなわち、商標の使用という事実状態の存在に商標権形成の効力を認め、のちに同様な商標を、他人が使用することを排除できる独占的地位を付与しようとするものである。(昭和37「例題解説・工業所有権法」254頁・杉林信義)

2-6 第2条第1項に規定する標章は、商標を構成する要件である。したがって、商標の成立要件とみるべきである。(昭和37年「例題解説・工業所有権法<新版>」153頁・杉林信義)

2-7 商標(Trade mark, Warenzeichen)とは、業として商品を生産~する者が、その商品について使用する標章[下線引用者]である。すなわち、標章とは極めて広い概念であって、~商品とは何等関係ない文字~なども当然包含されている。

これに対して、商標とは、これら標章[下線引用者]のうちで商品について使用されるものをいうのである。(昭和37年「新工業所有権法講義」239頁・瀧野文三)

商標であっても、特別顕著性のないものは登録されないものであるから、登録要件としているのである。(同上242頁)

2-8 商標は商品に用いられる目印たる形象なりとする概念から、近代的法律のもとにおける保護に値する商標というものについて1つの要件がさらに付加されてきた。それが商標自体の有つ特性とみられる「いわゆる特別顕著性」であろう。(昭和39年「実例工業所有権法要覧・」484頁・杉林信義)

2-9 ~登録主義の法制の下においては、登録せられるべき対象物が明確にせられていれば、法律用語としての商標は、必ずしも社会通念上の商標と観念が一致していなくても、なんら不都合はない。(昭和39年「商標」83頁・網野誠)

商標は標章[下線引用者]である。

2-10 商標は、自分の商品を、他人の商品と区別するための目印である、といった。しかし、商標に対するみかたは色々ある。(昭和40年「商標管理入門」12頁・小野昌延)

商標が、我々の生活における、一つのシンボルであることは争いないことである。そして、取引社会の複雑化に従い、シンボルの機能は変化し、消費者はそのシンボル自体を信頼して商品の選別をする。そして、この傾向は、広告の発達に伴って、ますます進んでいる。(同上12頁)

文字商標だと思っているが、それは図形商標から出てくる呼び名であるかも知れない。或いは、大衆に親しまれた特徴的な図形商標だと思っているものが登録は文字商標のみであるかも知れない。保護の問題は別論として、いかなるマークで登録されているか正確に知っていなければならない。

マークの重点がどこにあるのか解らない場合すらありうる。(同上137-8頁)

原則的には、各商品の一つの商標を付けているべきであり、それは需要者の再注文を容易ならしめる。(同上163-5頁)

2-11 自分の取扱い商品を他人の取扱い商品と区別するために使うときにはじめて、そのマーク(標章)

は商標となる。(昭和41「商標の戦略」53頁・平石尚)  
 <商標の同一>とは、商標の外観、称呼、觀念がその本質において同じである……同一であることをいう。(同上147頁)

2-12 元来、商標は周知の如く、商品の識別を直接の目的とする標章〔下線引用者〕であり、特定の商品に付されることにより商品を個別化するものである。(昭和42年「別冊ジュリスト」14頁・「複数商標」紋谷暢男)

2-13 商標法2条では、つぎのように商標を定義している。(1) 文字、図形、記号あるいはこれらの結合、あるいはこれらと色彩の結合で、(2) 業として商品を生産、販売などする者が、(3) その商品について使用をするもの。

サービス・マークは商標ではないことになる。(昭和44年「商標の管理」13頁・小林十四雄)

2-14 現行法は、商標について明確な定義規定を設けている。～「色彩」は、～商標の構成要素として取り扱われている(～)。(昭和46年「新訂商標法詳説」54頁・光石士郎)

商標は、まず第一に、標章〔下線引用者〕であること、第二に、業として使用するものであること、第三に、商品に使用をするものであることを必要とする。(同上78頁)

2-15 以上のように、古代から近世を通じて商標措置は商品の粗製賈造を防止しての購買者の保護に終始している。

そして商標は個人でも団体でも単意的に品質を決定する者が商品につけた特徴ある標識だから、商標はどれでも競業者の商品を個別化する機能は一般である。さらに商標は商品の供給者や中間商人や商品の需要者それぞれの立場でいろいろに利用されるようになり、微視的にはある人の商品を特定の商品とし、～、あるいは商標信用というみごとな花を咲かせるはたらきをしている。(昭和47年「工業所有権法」445頁・播磨良承)

商標法は、私益(商標権者の利益)と公益(産業界の秩序と消費者の利益)との調和(表裏一体)を目的としているといえよう。したがって、他の工業所有権

とは異なり純粋な私権ではない。(同上452頁)

2-16 商標は、～定められた登録要件を具備したものが登録され登録商標となるわけである。したがって、商標は特定商品についてまたはその包装に標章を付することがその基本となるもので(商標2条3項)、物品の形状等物品それ自体を対象とする意匠とでは明らかな相違がある。しかも商標は右のとおり標章を付したり、商品の広告などに付したりすることにあるから、このことからすると必然的に平面的なものを前提としていると考えられる。(昭和47年「特許・商標・著作権」98頁・中川善之助)

～登録商標における図示の表示が立体観を与えるものであれば、それを商標の指定商品と同一の物品の形状に应用すればこの場合はやはり商標権の侵害ということになる。(同上98-9頁)

現行法では「商標」についての定義規定を置き(商標2条1項)、商標の要素をたんなる「標章」〔下線引用者〕と「商品についての使用」とに分け、前者は「文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」であると定義〔下線引用者〕、これが商品について使用される場合に「商標」となることを定めた。このように「標章」とその商品についての「使用」とが区別されている結果、「標章」は商品とは独立した性格をもつもの、かつそれ自体としてまとまった統一的なものであることが必要となる。(同上108頁)

2-17 商標法には余り多く見かけないが、立法の形式で「(以下「標章」という。)」の形のもは、いわゆる略称規定であり、本来、正確には、長いものである内容を簡略に称呼することにより、表現の簡潔化を図ろうとするものである。

「以下「標章」という」という場合、「標章」はあくまで作文上の約束事としての略称であり、正確な意味での定義ではない。本項の「以下「標章」という。」という場合も、その例に漏れない。一般に、ここにいう「文字～との結合」が「標章」の定義であるかに理解されているようであるが、法文の形式からいえば、叙上のような結合を標章と略称する、と取りきめただけの法意である。(1973年「商標法雑感」37頁・三宅正雄)

2-18 商標として如何なる標章を選定するか、また、商品の発売に際して商標自体のイメージを如何にして消費者に印象づけるかということは、企業の商品販売政策上、重大かつ致命的な意味を有するに至った。(1973年「商標法の理論」252頁・渋谷達紀)

2-19 商標法上の商標はまず標章であって[下線引用者]、標章とは法の列挙するところからみて、視覚を通じて認識される標識であり、また、平面的形象であって、立体的形象や聴覚・臭覚・味覚などを通じて認識される標識を含まないと解される。(1973年「工業所有権法講義」97頁・土井輝生・播磨良承)

2-20 商標(Trade mark, Warenzeichen)とは、業として商品を生産し加工し証明または譲渡する者が、その商品について使用する標章である。商標法第2条は、商標の定義を与えているが、その前提として先ず標章の概念を明確にしている[下線引用者](昭和50年「最新工業所有権法」273頁・瀧野文三)

2-21 商標とは何かということについて、商標法は第2条第1項の規定でつぎのように定義している。

「商標とは、文字、図形、記号または、これらの結合であって、業として商品を生産し、加工し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするものをいう。」(昭和50年「新商標法解説」22頁・江口俊夫)

商標は標識(マーク)の一つである。(同上23頁)

第二の本質ともいべき点は、グッドウイル(顧客吸引力)が商標に化体されていることである。グッドウイルとは商標が使用された結果、商標自体に化体された信用の蓄積であり、営業の名声、評判、経験、秘訣などを総合した顧客吸引力である。商標権侵害については対世的効力が大きいということおよび商標に化体された営業のグッドウイルが侵害されることにあることができる。(同上26-7頁)

商標の同一の範囲については、～、規定によって解釈を異にした方が、取引の実状にも合致するとともに、商標法の目的を達成する～。(同上92-3頁)

2-22 商標とは、自分の商品と他人の商品とを区別するために、営業者が商品につける標識であるということが出来ます。(昭和50年「商標の知識」11頁・小野

昌延、江口俊夫)

マークは標章と訳されましょう。マークとは、一定のものを示すための形象です。くだいていえばしるし[下線引用者]です。商品の標識として用いられたものが商標(トレード・マーク)です。(同上12頁)

商標は商品を示すための標章(マーク)[下線引用者]です。(同上13頁)

2-23 ネームもマークもともに社会的存在である。社会において個体を示すために用いられるネームは個人のものであろうと～集団のものであろうとも、ひとしく社会的存在というべきものである。(1976年「ネーミングとマーク」1頁・藤原龍治)

社会的重要性を増したネーム・マークは、社会のものであって、たとえそれが法的に私人・私企業に属するものであろうとも、社会の人々の存在と利益を無視した使用は絶対に許容されないものとなる。資本主義社会において企業の社会的責任が厳しく追及されるようになってきたが、わが国の場合ネーム・マークの領域において果たしてどれだけの企業が今後日本社会の人々・国際社会の多くの人々の批判に耐え得る認識を、今、持合せているだろうか。(同上2頁)

われわれは、商品のネーミング・マークについて考える場合、従来は商品の生産者、販売業者にウエイトを置きすぎており、商品の需要者サイドへの考慮に欠ける場所があったのではないかと。(同上5頁)

2-24 商標は歴史的社会的事実として存在するものであって、決して法律規制によって始めて生じたものでもなく、また定義づけられた概念でもないことを銘記すべきである。(昭和52年「工業所有権法解説 四法編」686頁・萼優美)

商標法は、既に述べた社会通念における商標の観念を著しく変革しているかにみえる。商標法は、まず標章[下線引用者]の観念を創作して文字～の結合であるとし、商標とはこの標章を、業として商品を生産～する者がその商品について使用するものをいうと定義する。(同上687頁)

2-25 商標、すなわち商品に関する標識であって、標識は対象物を個性化し識別する目印として、感覚的に把握され得る手段であればよいから、有体物であるこ

とを要しない。文字，図形，記号，色彩，音，香り，味等も標識たり得る。(昭和52年「商標」1頁・網野誠)

商標は商品の標識 (symbol) であり，商品の顔であるといわれる。(同上5頁)

商標とは，第1に，何人かの業務との関係において個性化された商品に関して使用されるものである。(同上32頁)

第2に，商標とは，商品の同一性を表示 [下線引用者] するために使用されるものである。(同上36頁)

第3に，商標は文字，図形，記号等感覚的に把握し得る手段を構成要素とする。

少なくとも社会通念上の商標の範囲には，現在においても，立体的に表わされた標識も含まれていると解して差支えないであろう。(同上37頁)

商標は標章 [下線引用者] である。

2-26

6. 商標の単一性 (昭和54年10月19日「特許ニュース」6頁・「商標法の今日的課題と今後の方向」)

7. 展開図と商標の単一性

木村 商標の単一性というときには，ラベルのかたちで出願されれば，やはりいろいろなものが入っていても一つの商標としてみるんだらうと思うんです。たとえばビールのレットルのようなもの。

その変形が展開図だと考えていいと思うんです。そこまでが限度で，社標と他の文字商標を単に並べただけのようなものは，これはどうみても2商標ですね。(昭和54年10月26日・同上・2頁)

2-27 一つの出願は 必ず一商標ごとにすべきであるという原則に従わなければならない。(昭和55年「商品サービス商標実務入門」144頁・監修者 江口俊夫，著者 川津義人)

商標を表示した書面 (商標見本) に記載されている商標の要部が二以上あるときは，必ずしも数商標ということとはできない。

2-28 混合・結合商標とは，ハウス・マーク (housemark) と結合した標識であり，商標とは区別される。

ハウス・マークは，もともと Company name からたものであるが，それは商標ではなく，むしろ等級標

識である。

これと結合した語や，名称やシンボルが特殊な商標となるが，そのようなマークを使用することによって，商標として登録しうる。(昭和56年「商標の保護」11頁・播磨良承)

容器の形態が一つの標識として使用されてくれば，それは文盲者や英語を理解することのできない人に，とりわけ需要者にとって，購買の動機としての商品との出所を表示するのに，十分その役割をはたすということが理解されるようになって，ランナム法のもとではこれを device として商標の登録が認められたのである。(同上14頁)

2-29 商標権は，使用の事実に基づき発生する。(昭和57年「アメリカ商標制度の概要」34頁・三宅正雄・亀田恒義)

商標権取得のため，如何なる標章を選択することが望ましいかは，商標の持つ社会的諸機能，すなわち，出所表示機能，品質保証機能及び広告宣伝機能に着目して考えなければならない。(同上41頁)

商標のもつ社会的諸機能は，取引者，需要者に対する心理的作用を根源とし，経済的取引社会において作用することから生じたものといえる。

商標の基本的機能は，沿革的に，また，今日的に，特定の生産者又は販売者の商品の同一性 [下線引用者] の保障及び識別力に帰することができるのであるから，商標の選択において望まれることは，上述のような諸機能を十分に発揮できるような，“強い商標”を選択することである。(同上42頁)

2-30 商標法上の商標は，標章 [下線引用者] と商品との関係をいうのであるから，この場合，標章とは，文字・記号など，平面的なそれらに限られるからであるというにあった。しかし，法は，実際上の取引の実情を無視し，法観念的な定義を予定したのであるうか。法は，このような形式的な観念についてのみ定義することで満足し，これで十分ものと考えているのであろうか。(昭和58年「商標法 理論と実際」13頁・播磨良承)

2条1項(～)は，文字，記号等の標章 [下線引用者] に限るが，これらを業として商品に使用 (生産・加工等) される範囲にあるもの (2条3項) に限るこ

とを意味確定し、これら以外の標章の使用をもってしても商標の概念のわく組には入れないことを物語るものである。(同上16-17頁)

商標のいわゆる経済的機能としての出所表示機能や品質保証機能や宣伝広告機能は、2条1項にいう商標の構成要件ではないとしても、1条や2条にいう商標の概念にどのようにくみ入れられるかという問題が残っている。(同上19頁)

2-31 商標には、通常、出所表示機能、品質保証機能及び広告機能の3つの経済的、社会的機能がある、といわれる。～これらのすべてが商標としての本質的な機能であるやに観念することには、素直にいて、疑問なきをえない。(昭和59年「商標 本質とその周辺」71頁・三宅正雄)

商標に広告機能があるというのは、いわゆる結果論であり、その本質に由来するものではない、と考えるのである。(同上72頁)

標章がこれが付された商品の品質保証の機能を果たすのは、その使用者の意識と努力に依存するのであり、商標自体に内在する力によるものではない。(同上73頁)

品質保証は、出所の同一性によって生み出され、品質に対する保証は、出所が同一であることに対する認識と信頼の結果に他ならないということになる。(同上75頁)

いうところの「商標の保護」とは、～そのような強大な保護措置がその商標の使用者、すなわち商標権者の業務上の信用の維持増進につながり、ひいて、一般需要者の商品選択に便利を提供する、という好ましい結果を招来するのは、いわゆる結果論で～、商標制度の本来の目的は、～、商標のもつ出所表示機能を保護することにより、国内市場における商品の流通秩序を確立し、特定の商標を付された商品は常に一定の出所から流出したものであるとの社会的信頼を勝ち取り、このような信頼関係を基盤として商取引の隆昌を期待したもの、したがって、これにより、商標使用者の商取引における信用が維持・増進され、あるいは、需要者の誤りのない商品選択が可能となったというようなことは、いわば、その反射的效果にすぎないと解されるし、～商標制度が、個々の商標使用者又は需要者の利益保護という小乗的、個人主義的目的を越えて、国

家の制度として、我が国の産業の発達に貢献する存在としての価値を見出すことは、理論的に困難であるからである。(同上76-7頁)

また、私は、二つの商標が同一か否かを判断する場合に、それぞれの出所表示機能や需要者の混同を考慮することにも賛同しかねる。両者が標章として同一かどうかということは、その出所表示機能や需要者の混同以前の問題だと考えるからである。(同上342頁)

社会一般の見方、考え方というものは、意外におおまかであり、直観的であり、また、それで足りているように思えてならないのである。

しかし、かといって、ただおおまかで、漠としたものであってよい筈のものではない。商標の類否の判定も、国家機関のする法的判断作用である以上、正確な根拠のあるものでなければならない。(同上346頁)

2-32 標章[下線引用者]も標識(～)の一つであり、しるしである以上、他と区別し、あるものを示すものでなければ、しるしとはいえない。

このように、標章の基本的機能は「識別機能」である。(1989年「商標法概説[第2版]」5頁・小野昌延)

「標章」は、標識に属し「商標」を含み、これより広い概念である。商標は営業者が他と区別するために、商品・役務に付ける標章[下線引用者]である。商標から営業的色彩をとった形象部分ともいえよう。(同上6頁)

現行商標法上の商標は「標章」[下線引用者]に限定されているから、標章は商品、あるいは、役務について平面的または立体的に現され、人間の視覚によってとらえられるものであることが必要である。(同上7頁)

2-33 「マーク」は標章と訳しうる。マークとは、一定のものを示すための形象である。商品・役務の標識として用いられた標章[下線引用者]が、商標(trademark)である。(平成6年「注解商標法」6頁・小野昌延)

いかに括弧書き内の「標章」の文字は略称で、その内容は定義されているとはいえ、「標章」(しるし)と称している。したがって、商標は標章を商品「について」使用するものであるから、「文字(標章)等を商品をしめすもの(標)に使用するもの」が商標で「価格」

とか「しみ」などは、もちろん商標ではない。(同上8頁)

「商標」と「サービスマーク」の上位概念として、フランス法やドイツにおける実践例のように、「mark」に相当する、例えば「標章」のような語を使用する方法もあったろう。(同上56頁)

2-34 第2条 この法律で「商標」とは、文字、図形もしくは記号もしくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下「標章」という。)で~。(平成6年「改訂商標法解説 - 平成3年法 - 」1頁・江口俊夫)

「商品・役務に付して使用されている文字、図形、記号はすべて商標であるとした定義」は、この法律のすべて(第1条を含めて)を拘束することになる筈であるが、何故か第1条の目的規定における商標のみ自他商品・役務の識別力を有する商標となった。

商標は標識(マーク)の一つである。標識は、多数の辞典に記述されているように、他と区別できるし見出し易いめじるし 覚え易いめじるし 特定の物または事項を表彰するめじるしである。そうすると商標が商品・役務の標識であるということは、標識本来の性質であるところの、他と区別すること 自分のものであることを顕著に示していることの二通りの性質を有していることになるということができよう。(同上28頁)

第二の本質ともいうべき点は、グッドウイル(顧客吸引力)が商標に化体されていることである。~グッドウイルとは商標が使用された結果、商標自体に化体された信用の蓄積であり、営業の名声、評判、経験、秘訣などを総合した顧客吸引力であると解するのが比較的妥当な考え方であろう。(同上29頁)

「要部」の本来の意味は、商標を構成する文字、図形、記号から付記的部分を除いた残りの部分で、見る人の注意を顕著に惹く部分を指称していたが、最近では、自他商品または自他役務の識別力を有する部分すなわち出所表示の機能を有する意味に解されている。(同上31頁)

2-35 商標は商品・サービスを識別します。

詳しくいうと、「自己の商品・サービスを表示し、自己の商品・サービスと他人の商品・サービスとを識別する、自他識別の目じるし」ということになります。

商品・サービスに使用する表示であっても、商品・サービスを識別するために用いられないものは商標とはいえません。(1997年「新・商標とサービスマークがわかる12章」27頁・木村三郎・大村昇)

自他識別の目じるしにならない使い方をしても、商標として使用しているとはいえないのです。(同上113頁)

2-36 ある商品に標章をつけさえすれば、どのような場合もすべて商標を使用した、ということにはなりません。段ボール箱の見えやすい場所に大きく「巨峰」の文字が表示され、蓋の部分の中央付近にぶどう葉型の切抜きがあり、中のぶどうの「巨峰」が見えるようになっている場合、包装用容器に「巨峰」という標章が表示されていますが、それは箱に「巨峰」という商標が使用されているとは取引上の経験則からして考えられません。(1997年「商標の法律相談」58頁・小野昌延・小松陽一郎)

2-37 商標とは、事業者が自己の取り扱う商品又は役務を他人の商品又は役務と識別〔下線引用者〕し、かつ、商品又は役務の同一性を表示〔下線引用者〕するために、その商品又は役務について使用する標識(マーク)をいいます。(1997年「商標法への道しるべ」12頁・編集 工業所有権制度改正審議室)

2-38 文字、図形、記号、立体的形状やその結合、またはこれらと色彩との結合によって構成される標章〔下線引用者〕であれば商標として登録される(2条1項。TRIPS 協定15条1参照)(平成10年「商標法概説」2頁・田村善之)

登録商標制度には、保護範囲を明確化するとともに、権利行使を万全なものとするというメリットがある。(同上3頁)

2-39 ブランドは製品~のように見たり触れたりすることはできないだけでなく、それとして指示することもむずかしいことも知っている。(1998年「ブランド 価値の創造」8頁・石井淳蔵)

製品を表現(伝達)するための名前がいつしか自立し、それじたいとして価値をもつ。そして立場が入れ替わって、逆に製品がその名前の価値を表現(伝達)するためのメディアの位置につく。ブランドは製品の

たんなる名前ではなく、逆に製品がブランドの価値を伝えるメディアとなる。(同上197頁)

2-40 我が国商標法第2条第1項第1号,同第2号において、「商標」は、標章であって [下線引用者]「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの」又は「業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの(前号に掲げるものを除く。)」と定義されている。(2001年「パテント」No.12-37頁・平成12年度商標委員会)

2-41 商標法は、文字～の結合を標章とし [下線引用者]、商標とは、業として商品を生産～する者がその商品について使用する標章 [下線引用者]をいうと定め(同法2条1項1号,役務商標については同項2項参照)いかなる行為が標章を使用する行為になるのかについても定義規定(同法2条3項)をおき、具体的に標章の使用となるべき行為を定めている。(2001年牧野利秋・飯村敏明編「知的財産関係訴訟法」397頁・榎戸道也)

2-42 商標は消費者が商品やサービスを特定することを助けることで、公共の利益を保護する機能も果たすものであるから、消費者を保護するためには侵害行為の場所に限らずグローバルな商標の保護が必要なのである。(2002年「パテント」No.5-5頁・「米国特許法の域外適用」・鎌田健司)

2-43 1770年頃までは、ほとんどの陶工は自分の製品に何のマークも付けていなかった。そんななか少数の陶磁器業者、たとえばチェルシー磁器工場などは、符号や記号、あるいは工場の所在地を識別マークとして使っていた。1760年代後半、ウェッジウッドは自分の名前を焼成前の陶土に押印することで、この習慣を変えた。これによって、自社製品の偽物が出回るとは他社に比べて減り、本人がねらった通り、製品の1つひとつがウェッジウッドの名前の広告にもなった。(2002年「ザ・ブランド」55頁・ナンシー・Fケーン・榎村志保訳)

重要な戦略は、ブランド化であることを理解していた。新興市場では、製品の出所、機能性、ライバル商

品との品質の違いを消費者に伝える必要があったからだ。また顧客に、商品から連想されるイメージや商品への期待感など、目には見えない側面を認知させることも重要だった。(同上95頁)

ブランドから～、優れた顧客サービスとサポートを連想するようになった。(同上389頁)

2-44 以上の現行法における商標の定義は、社会通念上一般に商標と考えられているものとは異なっています。現行法の定義によると、商標とは事業者が自己の商品(役務)について使用する標章(文字、図形等)ですが、これだと、たとえば煙草の箱に書いてある「20 FILTER CIGARETTES」とか「あなたの健康を損なうおそれが…」の文字、あるいはバーコードの記号といった商品の普通名称、内容表示語、注意書の類まで商標であるということになってしまいます。(2002年「商標法」11頁・平尾正樹)

しかし、私達が一般に考えている商標とは自他の商品または役務を区別するための目印であり、沿革的にも、～と書かれていて、自他商品識別力が商標の本質的属性であることが明らかでした。(同上12頁)

現行法の商標の定義(商標2条1柱書)は、「……又はこれらと色彩の結合」と規定されており、法文上色彩が商標の必須構成要件ではなく任意的構成要素であることは明らかです。つまり、現行法においても色彩は出願人が望んだ場合にかぎり商標の構成要素となるのであり、旧法の着色限定制度と大差はありません。(同上15頁)

## 附属資料5 [「なまえ」・「同定」・「消費者」]

「なまえ」・「同定」・「消費者」

1-1 天地創造のとき、神は人間に他のすべての動物に名をつけさせ、人間がつけた通りに動物の名が決められたと「創世記」(2の19)にある。名をつけるというのは、そのものを自分の理解と判断の枠内に取り込むひとで、たとえば細長いニョロニョロと動く生き物を「蛇」と名づけて、はじめてそれを自分の理解と判断の下に納得し、安心するわけである。

人間にとって、名づけられないものは不可解であり、Xのままでは不安だ。(2000年「キリスト教2000年の



謎」185頁・小坂井澄)

1-2 細部を分析するのではなく、細部の理解を前提とした上で、全体を直接一挙に捉えようとするとき(例えば価値判断の場合)、その高度に知的な精神のはたらしめを指して《感ずる》と評するのである。(2001年「タイトルの魔力」15頁・佐々木健一)

『ハムレット』はシェイクスピアの作品である。しかし、あるとき、関係が逆転し、シェイクスピアは『ハムレット』の作者として、説明されることになる。(同上24-5頁)

存在が名前を要求するのだが、逆のかたちももちろんある。なまえが存在を作り出すというケースだ。(同上28頁)

~, なまえがこの溢れるばかりのアイデンティティの知にかたちを与え、言わば聖化する, ということである。(同上29頁)

~。かくして、なまえは、記号というよりも、むしろ一つの独特な《もの》なのである。(同上30頁)

それは空の記号とは程遠い現象だ。なまえには意味(字義)があって、指示対象がある。あるひとやものを、しかじかと名づける, という二重写しの構造があるからこそ、こだわりが生まれるのだ。(同上30頁)

作品の価値と名のいずれが先であるか、にわかに断定できないような相関関係がそこにある。それほどに、名は名づけられたものと実体を一つにしている。(同上64頁)

《名というもの》は実のない虚にすぎないが、それにもかかわらず、ある《実》がそれ自身の名をもつと、その《名》も言わば実体化し、そのものを有名にする効果をもつわけである。(同上66頁)

その名は、当の膏葉の価値を世の中に知らせ、保証する効果をもつ。~。しかし、その名が既に流通の効果の点で理解された名である以上、実が名に従うという面、更に言うならば、名が実を作るという面があることも否定できない。それどころか、われわれには極めて身近なことである。われわれはまず名を知り、その名によって実を手にするのだ。商品はそのようにして流通する。(同上66-7頁)

いやしくも類似商品とは異なる優秀さを誇るのであれば、その商品は独自の名前、つまり固有名をもたなくてはならない。商品への名づけは、一般に英語を借

りてネーミングと呼ばれる。このように独特の呼称をもつということ、つまりそれ自体が名前をもっていることは、その現象の重要性の証拠である。(同上67頁)

なまえが商品化するというのは、資本主義という制度の生み出す歪みに相違ない。しかし、その大もとには、なまえの本性がある。なまえには、ひとであれ作品であれ商品であれ、名づけられた対象を聖化する力がある。そこで商品は名前を必要とすることになり、法的な保護という制度のもとで、なまえ自体が商品化するわけである。(同上68頁)

ネーミングにおいて求められているのは「名は体をあらわす」ことであるよりも、まずこの「名前としてのよさ」であるように思われる。その効果は、個々の商品に付着するよりも、むしろブランド・イメージへと集約されるだろう。(同上72頁)

商品となった書籍にとっては、外見に大きな差異が見えないだけに、その内容を的確かつ迅速に購買者に理解させる手立てを講ずることが、不可欠だった。その必要に応じて生まれてのが、表紙やタイトル・ページにタイトルを記す慣行である。(同上72頁)

何よりもまず、版画を扱っている店で、数多い在庫のなかで個々の作品を的確に同定することが必要だった。(同上98頁)

~。だが、ここで言う「題名」とは何であろう。それはもちろん、作者が作品につけた「タイトル」ではない。人びとがその作品に言及する際に用いている呼び名のことと相違ない。それは作者が与えたものではないから便宜的なものではあるが、人びとが一致してその呼称を認めているということは、軽視すべきことではない。(同上103頁)

~, タイトルに独特の表現機能を求める意識は、およそ近代の所産のように思われる。ここで「独特の表現機能」というのは、~, 単に同定や識別のための標識という以上のメッセージ性を、言い換えれば作品の見方や理解を左右するような意味付与を、タイトルに対して認めることを指している。(同上120-1頁)

ある絵を他の絵から区別し同定するためには、画題は最も有効なものだった。

~のようにユニークな主題をもつ作品になると、それほど簡単な呼び名がなかったと見えて、「~」というように記述せざるをえなくなるわけである。このような記述は、『受胎告知』の類の簡潔なジャンル名とは

異なり、タイトルとみなすことが難しい。しかし、実態は、画題を表すジャンル名もまた、作品を単に同定するための一種の記述であった、と見るべきなのである。(同上140-1頁)

~というこの画題が示唆しているのは、展覧会を訪れた観客が、個々の作品を同定し、それが「何の絵」であるかを理解するための手だてとなる、ということに相違ない。このような用途のために必要とされ、あるいは役に立つ情報としては、作者名、サイズ、そしてタイトルよりは画題が考えられる。(同上159頁)

~は、作品を同定する上で、重要な手掛かりになる。~。目録はこの作品を指して、いきなり「ジョコンド」と書いている。これは今日の呼び名の1つと符号するが、~。(同上164頁)

絵画にタイトルをつけることが慣習化し、定着して、やがて作家の表現行為の一部となるためには、タイトルの存在が慣習によって共有されることが必要だったと思われる。(同上166頁)

クライスラー・ビルや勝鬨(かちどき)橋のように、建造物に呼び名はある。しかし、それはタイトルではない。(同上182頁)

画像にも指示作用があり、したがって記号作用がある。だから、画像を使って作品を同定するための目印とすることはできる。~似顔のシールを、その小説の背に貼って目印にすることを考えてみればよい。これはタイトルではなく作者名だが、この場合にも、その像は、「バルザック」や「谷崎潤一郎」といった言語的な名へと翻訳されて初めて、同定の目印になるのではないか。~それを読み取るわれわれの側に文学史的な知識があって、~『細雪』である、ということを知っていて初めて、可能なことだ。そこで『細雪』の他に『春の雪』という作品があると、区別の限界に突き当たることになる。理解と作品の同定のプロセスが言語化を大前提としていて、画像よりも言語の方が分節が細かいために、そうならざるをえないのである。(同上194-5頁)

タイトルはもっぱら作品を同定するためにつけられるのだから、画題を取り上げたり(その当の作品への言及)、それでも紛らわしさが残る場合には特殊なモチーフを言い添える(類似の作品相互の区別)、というかたちを取る。~そのような特徴がない場合にはどうするか。タイトルによる弁別はお手上げで、あとは~

を添えるとか、更に必要があれば~番号を挙げるなどの手段を講ずるほかはない。

~。定義は概念の本質を表すが、複合型のタイトルで問題なのは、まずは他との識別であって、その区別の目印がその作品の最も重要なモチーフと言えるかどうかは、明らかではない。(同上208-9頁)

ここで「髭のない聖ヨセフ」と言われているのは、当時の絵画界の慣行において、~ということ的前提として、識別のために選び取られた目印にすぎない。それでもなお、タイトルに書き込まれたモチーフは、間違いなく、重要なものとして人目を引く。(同上209-10頁)

~。その示しているのは、静物画とかコンポジションといった類的なあり方だけで、「グラスのある」という限定は、「」という限定と同じく、純粋に弁別のための機能を果たしているにすぎない。(同上213頁)

タイトルは、当の作品を他の作品から区別するための名前であると同時に、その作品「について」の説明である、という点で名前を超えている。(同上238頁)

何かがある、とは気づいたことであろうが、それを無意味な細部として気に留めなかったのだ。これは、知覚の実態として、非常に重要な点である。ゲシュタルト心理学の教えを思い起こそう。我々はさまざまな部分の総和として全体を知覚するのではない。まず全体を知覚し、その全体のなかで部分を捉えるのだ。純粋視覚的に、言い換えれば知識なしにこの絵を見せられたとき、われわれは直ちにその全体を捉える。それは、光にあふれた海の風景である。この全体の中では、海面に突き出た脚は、たといそれに目を留めたとしても、見過ごされる。この全体のに位置づけることができなからだ。それは意味のない「ノイズ」として看過されるわけである。(同上238頁)

『レモンのある静物画』は、タイトルに示唆されるまでもなく、レモンのある静物画として知覚される。実質的に、そのタイトルは識別の役にしか立っていない。(同上250頁)

名前の文化が喪われないことを祈ろう。なまえにはひとのアイデンティティが、つまり個性が、ほとんど乗り移る。(同上267頁)

タイトルはなまえだが、ID番号はなまえではない。それは区別のための純粋に機能的な記号である。(同

上268頁)

よいネーミングとは、商品の特質やそれについての考えを表現するものではなく、消費者が面白いと思って記憶に留めるような文句や、よいイメージとして受け止めるような語句である。(同上269頁)

2-1 メーカー起点の流通ではなく、消費者を起点に流通を見直すという変化が出てきた。メーカーから見た流通のことを販売代理業と呼ぶことがある。それに対して消費者起点の流通業を購買代理業と呼ぶ。(2001年「流通は進化する」62-3頁・伊藤元重)

しかし大事なことは、消費者主権というか、消費者の立場で流通業の姿を考えたときに、旧来の流通業が日本の消費者の利益になっていたのかどうかということが、問題にされているのだ。(同上81頁)

影響力の大きい大手の小売業の店頭の商品を置いてもらうことが、メーカーにとってはたいへん重要となる。一方の小売業にとっても、消費者に評価の高いナショナルブランドの商品をきちんと店に品揃えができることが重要だ。(同上162頁)

むしろ小売店が翌年のシーズンに、こういう商品をこういうふうに売りたいという希望を持ち、メーカーはそれを受け止めて、小売店と相談しながら、それに合った生産や販売の計画を考える。つまり小売店の指示にある程度従ったかたちで、生産や販売の計画が行われる。(同上163頁)

2-2 商標は消費者が商品やサービスを特定することを助けることで、公共の利益を保護する機能も果たすものであるから、消費者を保護するためには侵害行為の場所に限らずグローバルな商標の保護が必要なのである。(2002年「パテント」No.5-5頁・「米国特許法の域外適用」・鎌田健司)

附属資料6 [ 5-5 観念的商標・具体的商標 ]

商標	: 商標を記載した書面 : 商標を表示した書面
映画	: フィルム
お金 お金を600円持っている。	: 紙幣・硬貨 500円硬貨一枚と100円硬貨一枚を持っている。

音楽	: 楽譜
小説	: 本

附属資料 7 [ 9-2 商標を利用する商標権者 ]

商標登録無効審判ノ件

明治38年(オ)第405号 独り使用者ノミ自己ノ商標ナリトシテノ図形ヲ使用スルモ世人カ見テ以テ商品ヲ表彰スル目標ナリトセサルトキハ法律上之ヲ以テ商標ナリトスルヲ得ス何トナレハ使用者ノ意思ノミヲ以テ世人ヲ拘束シ其意ニ反シ強テ其図形ヲ以テ商品ヲ表彰スル所ノ目標ナリ商標ナリトセシメ得ヘキ條理ナケレハナリ

附属資料8 [ 11-2 登録商標 (商標の同一) ]

縦に『Ka De We』の看板が出ているのが、カー・デー・ヴェー百貨店である。クーダムとその先に大きく弧を描いて続き、カー・デー・ヴェーの前まで達しているタウエンツィーン通りとが、現在、西ベルリンのメインストリートとなっている。(1993年「私のベルリン巡り」130頁・三宅悟)

附属資料9 [ 12-4 侵害とみなす行為 ]

登録商標権利範囲確認事件

明治42年(オ)第56号 離隔的觀察ニ於テハ其概観著シク相類似シ之ヨリ生スル自然ノ称呼モ亦同一ナルヘキヲ以テ世人ハ彼此混同誤認スヘキ理由ヲ説示シ二者相類似スルコトヲ判定シタルモノ

大正5年(オ)第693号 係争各商標ヲ以テ相類似スルモノト判定シタルハ各商標全部ノ構成ヲ対照シテ考查シ其構成中「フラワー」ナル文字ヲ以テ商品需要者ノ注意ヲ惹クニ足ルモノトシ之アルカ為メニ二者相混同誤認セラレ易シト認メタルニ因ルコト行文中自明

大正9年(オ)第727号 商標法ノ類似商標ニ関スル規定ハ畢竟商標ノ混同誤認ヲ防止センコトヲ目的トスルモノニ外ナラサレハ商標ヲ構成スル各部分ニ所論ノ

如キ主要ナルモノト然ラサルモノト区別アリトスルモ  
離隔的觀察ニ於テ其各部分ヲ総括シタル全体ノ外觀上  
苟モ之ト相紛ハシクシテ混同誤認シ易キモノハ商標法  
上相類似スルモノト謂ハサル可カラス

昭和18年(オ)第114号 (イ)号標章ノ記号ヨリ生  
スル称呼力「ムーアー印」ナルニ各記号ノ部分ヨリ  
生スル称呼觀念ノ上ヨリスルモ類似ノモノニ非スト為  
シタルハ正当ニシテ

#### 損害賠償等請求事件

昭和12年(オ)第1799号 該物品ヲ右商標ノ指定商  
品ト混同誤認セシムル虞ナキトキ即右商標ト同一又ハ  
類似ノ作用ヲ為スモノニ非サルトキハ毫モ右商標ノ侵  
害ト為ラサルモノト云フヘキモノトス

#### 附属資料10 [12-6 罰則]

##### 商標法違反被告事件・刑事判決

大正13年(レ)第204号 商標法第34条第1号前段  
ノ罪ハ違反事実ヲ認定スルニハ固ヨリ商標ヲ使用セ  
ントスル目的物ハ表彰スル商品ト同一又ハ類似ナル  
コトヲ判示セサルヘカラス

昭和7年(レ)第486号 他人ノ登録商標ヲ同一又ハ  
類似ノ商品ニ使用セシムル目的ヲ以テ偽造シタル上之  
ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムル目的ヲ以テ販売  
シタル場合

昭和9年(レ)第1396号 商標法第34条ハ其ノ第1  
~号ヲ分析スレハ其ノ行為主体ハ(1) 他人ノ登録商標  
ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シ  
タル者

昭和12年(レ)第528号 本件標章ハ外觀上右各登  
録商標ノ孰レトモ相紛ハシク彼此混同誤認セラルル虞  
アリト認ムヘキヲ以テ類似ノモノト謂フヲ得ヘク

#### 附属資料11 商標法案(メモ) 佐久間光夫

{特許法等の準用は一切しない。

本法案では、条文数287+2(1の2:1の3)=289  
であるが、統合整理することで、これより少ない数と  
なる。

民事訴訟法等の準用は行う。

登録商標権を私人の単なる財産権として捉えるので  
はなく、商品の需要者との関係で、公益的な面を取り  
入れた権利とする。}

#### 商標法第1条 [目的] <1>

この法律は、商標を保護することにより、商標に係  
る商品の流通秩序を整え、商品の需要者の権利を擁護  
することを目的とする。

需要者は、商標との関係で、健康で安全な物品の供  
給を受ける権利を有する。

需要者は、商品について標章(標識)を使用する者  
によって商標を区別することを強要されない。

{商標の保護は、商標を使用する需要者の保護が第一、  
標章(標識)を使用する登録商標権者の保護は二次的  
なものとする。

標章(標識)を使用する者に頼っては、商標に係わ  
る取引の秩序維持は十分なものとならない。

標章(標識)を商品に使用する者は、商標に係わる  
取引秩序を守る義務がある。

取引秩序を守る義務に対応して、商品の混同等を防  
止するために、併せて、他人の商標に只乗り(フリー  
ライド)し、他人の商標の同定力を希釈(ダイリュ  
ーション)し又は他人の商標の名声を傷つける(ポリ  
ューション)商標の使用を禁止する権利を登録商標権者  
に付与する。}

#### 商標法第1条の2 [商標登録制度]

商標を保護するために商標の登録制度を設ける。

{商標を使用する需要者を保護するために、標章(標識)  
を使用する者にも、訴権を与えるとするものである。}

商標として登録を受けることができる標章(標識)  
は、商品について使用されている数多の標章(標識)  
の中にあっても、商品を同定するのに疑いもなく十分

なものでなければならない。

{ 標章（標識）が商品を同定するのに疑いもなく十分なものとは、大正10年法でいうところの特別顕著なものと同等か又はそれを超えるものである。

それは、標章（標識）が3以上の都道府県におけるその商品の需要者に広く知られるまでもなく、当該標章（標識）が基本的に商品の同定力を有するものであることを要する。

また、登録される標章（標識）は、商品の需要者に商品の同定又は区別〔識別〕を強要するようなものであってはならない。}

自己の業務に係る商品を同定するために、商品について標章（標識）を独占的に使用をしようとする者に、商標の登録を認める。

商標の登録を得た者は、登録商標権を獲得する。登録商標権を取得した者は、登録商標に係る標章（標識）を、取引慣行に従い、質量ともに誠実に使用しなければならない。

登録された標章（標識）が文字からなるものである場合には、その標章（標識）の使用は、日本語を乱すものであってはならない。

商品についての商標と役務についての商標は、類似する商標であることがある。

商標は五感によって認識され、かつ、記憶されるものであるから、認識された外観と称呼が対比されることにより、2つの商標は〔類似する商標〕であることがある。

{ 個別的な取引の実情によって、上記2つの標章（標識）が区別されることによって、〔類似する商標〕であることに影響はない。

上記2つの標章（標識）の1つが需要者の間に広く認識されることにより、2つの標章（標識）が区別されているとしても、同様に、〔類似する商標〕であることに影響はない。

文字からなる標章（標識）は、書体が異なれば〔類似する商標〕である。色彩が異なる2つの標章（標識）は、〔類似する商標〕である。}

平仮名又は片仮名4文字以上からなる標章（標識）

であって、その内の1字が異なる2つの商標は〔類似する商標〕とする。

ラテンアルファベット文字6文字以上からなる標章（標識）であって、その内の1字が異なる2つの商標は〔類似する商標〕とする。

商標法第1条の3〔商標の規定の役務商標への適用〕

役務について使用される標章（標識）を商標とみなし、商標に関する規定を適用する。

商標法第2条〔定義等〕<2>

{ 商標の定義を置かない。

したがって、標章（標識）の構成要素に制限がない。音、凹凸（形状）、匂い、光等の五感に訴えて認識され記憶されることのできるものは、標章（標識）として纏まった印象を与えることができる限り、それらは標章（標識）の構成要素であり、商標の構成要素でありうる。

そのことにより、商標が標章（標識）を記載したもののそのものではないことが明瞭になり、標章（標識）を記載したものを対比するのではなく、観念的な商標を対比することができるようになるであろう。

商品の同定力があるかどうかのみが商標の要件である。

もちろん、標章（標識）が商標として登録されるためには、さらに、少なくとも他の登録商標と十分に区別されることを要する上に、他の登録の取消しの理由に該当しないことを要する。

商標の定義を置かないことで、商標の要部の重要性が喚起されるであろう。標章（標識）が商標の要部として認識されるように使用されることによって、登録商標は、不使用による取消しを免れることができる。}

〔標章（標識）の使用〕

1) 標章（標識）の使用とは、特定の者の業務に係るある商品を需要者が標章（標識）を認識しそれと同定することができるように、商品との関係で標章（標識）が表現されることである。

{ 光も標章（標識）の構成要素であるから、レーザー光線で表現することも、また瞬間的な表現ですぐに消滅するものであっても、認識が可能である限り、標章

(標識)の使用である。

空に煙りや粉末で表された形象も標章(標識)を表したものであり、商標でありうる。この場合、標章(標識)の一部が視覚に対応するもので表現され、他の一部が聴覚に対応するもので表現されることも可能である。更に、関係する商品の名称が音声で表現されることがありうる。

テレビ受像機の画面に表された形象も同様に、認識が可能である限り、標章(標識)の使用である。

音も上記光と同様に標章(標識)の構成要素であり、対比されるべきものは「称呼」といわれるものでもありうる。

インターネット上で配信され、パソコン等で表示認識できるものである以上、電子情報のままで、それは標章(標識)を表したものとみなす。

標章(標識)は、商品又は商品の包装に表されることを要しない。

自己の業務に係る商品を同定するためでない標章(標識)の使用は、商標法上の標章(標識)の使用ではない。

登録商標権の侵害は、商品を同定するためでない標章(標識)の使用について別に定める。}

ア) 商品に標章(標識)を付す行為は、登録商標に係る標章(標識)の使用でありうる。

イ) 商品の包装に標章(標識)を付す行為は、登録商標に係る標章(標識)の使用でありうる。

ウ) 商品又は商品の包装に標章(標識)を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為は、登録商標に係る標章(標識)の使用でありうる。

エ) 商品の定価表又は取引書類に広告的機能を発揮する形態で標章(標識)を付す行為は、登録商標に係る標章(標識)の使用でありうる。

オ) 商品の広告に標章(標識)を付したものを展示し又は頒布する行為は、登録商標に係る標章(標識)の使用でありうる。

2) 商標法上の業務とは、商品を生産し、証明し又は譲渡することをいう。

{ 自己の所有に係る商品を加工することは、生産に含まれる。

まれる。

自己の生産したものを移転することも、生産に含まれる。}

3) 登録商標権者により許諾を受けた者が指定商品について登録商標に係る標章(標識)を使用することは、登録商標の使用である。

[商品]

この法律で商品とは、土地の定着物となっていないところの、産出され、生産され、選択され、証明され、譲渡され又は引き渡される動産をいう。

[類似する商品]

類似する商品とは、同一標章(標識)が2つの商品について使用された場合に、需要者が、同一業務に係る商品であると普通に同定できるものをいう。

[類似する商標]

[類似する商標]とは、同一標章(標識)でない2つの標章(標識)が同一商品について使用された場合に、需要者が、同一業務に係る商品であると普通に同定できるものをいう。

[類似する商標]は、2つの商標の間に商品の混同のおそれがあるものである他に、商品の取引の経験則一般に、他人の商標の著名性に只乗りし、商標の同定力を希釈し、商標の名声を傷つけることになる性質のものを含む。

第3条 [期間の計算] <77・特3>

第4条 [期間の延長] <77・特4>

第5条 [同前] <77・特5>

第6条 [法人でない社団等の手続をする能力] <77・特6>

第7条 [未成年者等の手続をする能力] <77・特7>

商標法第8条 [在外者の商標管理人] <77・特8>

選任した商標管理人を商標登録原簿に記録することができる。

商標管理人は、在外者が行うべき一切の手続及びこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者は商標管理人の代理権を制限することができる。

第9条 [代理権の範囲] <77・特9>  
 第00条 [代理権の証明] <特10>  
 {特許法施行規則第4条の3 [代理権の証明] <施行規則第22条> }

第10条 [代理権の不消滅] <77・特11>  
 第11条 [代理人の個別代理] <77・特12>  
 第12条 [代理人の解任等] <77・特13>  
 第13条 [複数当事者の相互代表] <77・特14>  
 第14条 [在外者の裁判籍] <77・特15>  
 第15条 [手続をする能力がない場合の追認] <77・特16>  
 商標法第16条 [手続の補足、補完及び補正] <68の40(・特17)>

手続の不備については、申請日を確定するための補完を認める。

申請日を確定する手続に関わらない不備については、補足を認める。

申請に係る標章(標識)及び指定商品について補正を認めるものを定める。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

手続の補完・補足又は補正をする者は、1つの手続ごとに別表に定める手数料を支払わなければならない。

{補足又は補正をすることができることにより、手続が雑になることがある。

雑な手続は、当該申請の処理を遅らせるだけでなく、特許商標庁全体の処理に悪影響を与える。手数料の負担は、受益者の当然の義務である。

手数料を負担させることにより、慎重な手続を行わせることになり、とりわけ、代理人が営利的な手続を行うことを困難にするであろう。}

第17条 [手続の却下] <77・特18>  
 第18条 [不適法な手続の却下] <77・特18の2>  
 第19条 [申請書等の提出の効力発生時] <77・特19>  
 第20条 [手続の効力の承継] <70・特20>  
 第21条 [手続の続行] <77・特21>  
 第22条 [手続の中断又は中止] <77・特22>

第23条 [同前] <77・特23>  
 第24条 [同前] <77・特24>  
 [第270条 [書類の提出] <77・特194>]  
 第25条 [外国人の権利の享有] <77・特25>  
 第26条 [条約の効力] <77・特26>  
 第27条 [申請時の特例] <9>  
 第28条 [パリ条約の例による優先権の主張] <9の2>  
 第29条 [同前] <9の3>  
 第30条 [パリ条約による優先権の主張の手続] <13・特43>

前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものとみなされたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、標章(標識)を表示若しくは表現したものと及び指定商品を記載したものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国の政府が発行したものを商標登録の申請の日から3月以内に特許商標庁に提出しなければならない。

- (1)?
- (2)?
- (3)?

第31条 [パリ条約の例による優先権主張] <13・特43の2>

パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国(日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許商標庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。)の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第4条の規定の例により、商標登録の申請について、これを主張することができる。

～前項～。

第32条 [指定商品等の補正と要旨の変更] <9の4>

商標法第33条 [登録商標として保護できない標章(標識)] <3>

次に掲げる標章(標識)であって、指定商品に関し、商品の同定のために普通に使用される方法で表示されるものは、登録されない。

- (1) 商品を説明するために普通に使用される態様の文字又は数字1字からなるもの
- (2) 商品を説明するために普通に使用される態様のラテンアルファベット文字の結合であって、アルファベット読みの他の称呼が生じないもの
- (3) 他の商品について使用されている記号又は符号であって、商品を説明するために普通に使用される態様のもの
- (4) 商品の普通名称
- (5) 商品の原材料その他の品質
- (6) 商品若しくは商品の包装の形状又は色彩
- (7) 商品の生産の方法、時期又は数量
- (8) 商品の販売の方法、時期、価格又は数量
- (9) 商品の効能、用途又は使用の方法
- (10) 商品の産地、経由地又は販売地
- (11) 前各号の表示の結合
- (12) ありふれた氏名、氏又は名称
- (13) 川名、湖沼名、山岳名、道路名、橋名その他の地理的名称であって、3以上の都道府県におけるその商品の需要者に普通に知られているもの

{上記の各名称は、具体的な産地又は販売地でないことが多く、それらの場所となんら関係のない土地、例えば、他府県の者が商標として登録することがあった。

これを一般的には登録を認めないこととし、商品について当該標章(標識)を継続的に使用することによって、需要者が何人の業務に係る商品であるかを同定することができるようになった場合にのみ登録されるものとする。

例えば、山岳名の場合は、登山口又はそこ近い地域に住所又は営業所を有する者が、その標章(標識)を商品について継続して使用することにより、需要者に当該山岳名により商品を同定されるようになった場合に登録がされるものとする。}

- 14) 他人の所有物の名称

- 15) 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章(標識)
- 16) 前項までに掲げる標章(標識)の他、商品を説明するために普通に使用されることのある標章(標識)及び需要者が何人の業務に係る商品であるかを同定するのに疑いもなく十分でないもの

{商品の包装に使用されることのある「天地無用」、「取り扱い注意」、「ワレモノ」等の表示は、上記16)に該当するものとして登録されない。}

{本条各号には、これを商品に使用したときに商品の同定力が弱いものと、他に使用者がなければ商品の区別力があるものをも含む<cf26条>。

それでも、「無印良品」は、その登録商標としての保護を拒絶できないかもしれない。}

取引慣行に従い、商品について質量ともに誠実に標章(標識)の使用を継続した結果、3以上の都道府県において、需要者の多くの者が何人かの業務に係る商品であるかを同定できるようになっている商標については、前項の規定に拘わらず、登録を受けることができる。

{商品の形状が機能的形状であるために商標の登録が認められず、したがって、立体形状を標識(標章)として使用する者が権利を主張できないとしても、商品の需要者は、商品表示として誤認・混同が生じるとしてその立体形状の使用を差し止める権利を有することができる。}

商標法第34条 [不登録事由] <4>

同一又は[類似]の商標]

次に掲げる標章(標識)又はそれからなる商標は、商標登録されない。

- 1) 国旗、~と同一又は類似の標章(標識)(国旗を認識させる標章(標識)を含む。) <4-1-1>
- 2) <4-1-2>
- 3) <4-1-3>
- 4) <4-1-4>
- 5) <4-1-5>
- 6) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを



表示する標章（標識）であって著名なものと同一又は類似のもの<4-1-6>

特定の組織又は団体を表示する標章（標識）でないとしても、数多の組織又は団体がその事業若しくはその事業に係る施設、機械、備品、装置若しくは器具を表示するものとして普通に使用している標章（標識）、例えばNPOは、本号に該当するものとする。

7) 同一又は同一種類の商品について慣用されている標章（標識）と同一又は類似のもの<3-1-2, 大正10年法2-1-6>

{「同一種類の商品」の用語は、商標條例第3条第2項、第5条1号あるいは4号に規定されていたことがある。}

「同種の商品」の用語が、不正競争防止法第2条第1項第3号にある。}

8) 政府若しくは地方公共団体が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であって特許商標庁長官が指定するものの賞と同一又は類似の標章（標識）を有するもの<4-1-9>

{その賞を受けた者も登録できない。}

9) 外国の政府等若しくはそれらの承認を受けた者がその国において開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章（標識）を含むもの<4-1-9>

{その賞を受けた者も登録できない。}

10) 種苗法により品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の標章（標識）であって、その品種の種苗と同一又は類似の商品について使用するもの<4-1-14>

11) 日本国のぶどう酒又は蒸留酒の産地のうち特許商標庁長官が指定するものを表示する標章（標識）<4-1-17>

12) 世界貿易機関の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章（標識）のうち、当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することが禁止されているものを有する商標と同一又は類似の標章（標識）であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒又はそれと同一種類の商品について使用するもの<4-1-17>

13) 他人の防護標章と同一又は類似の標章（標識）で

あって、その防護標章登録に係る指定商品と同一又は同一種類の商品について使用するもの<4-1-12>

14) 他人の登録証明標章又は登録団体標章と同一又は類似の標章（標識）<cf 4-1-19・7-1・2-2>

15) 他人の業務に係る商品を表示するものとして日本国内における需要者の間にとりわけ広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするもの<4-1-19>

{当該商標登録申請の日前に、とりわけ広く認識されていることを要する。}

16) 他人の業務に係る商品を表示するものとして外国の1国における需要者の間にとりわけ広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的をもって使用をするもの<4-1-19>

{当該商標登録申請の日前に、とりわけ広く認識されていることを要する。}

外国の1国における需要者の間にとりわけ広く認識されていることが、日本の需要者の間に認識されている必要はない。

<4-1-19>は、平成8年法律第68号による改正で、すなわち、1号の「類似の商標」と11号の「類似する商標」がある中で「類似の商標」の方を選択したものである。}

同一又は[類似する商標]

(1) 次に掲げる商標は、登録されない。

{本項の同一又は[類似する商標]に関しては、職権による審査を行わない。}

[類似する商標]かどうかを判断する場合、対比される2つの商標は、時と所を異にして対比されなければならない。2つの標章（標識）を表示した書面等を同時に同じ位置・場所で対比して判断してはならない。

同一又は同一性のある商標に関しては、「他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標<4-1-15>」の規定に該当するものとして、仮の登録が取り消されることがある。}

1) ある標章（標識）がある者の業務に係る商品について使用された結果、当該商標登録申請の日前に、特定の者の業務に係る商品を表示するものとして、都道府

県の3以上の需要者に広く認識されている他人の商標又はこれに「類似する商標」であって、その商品又はこれに類似する商品について使用するもの<4-1-10>

{周知商標の所有者は、他人がそれと同一又は類似する標章(標識)について登録を申請したとき、その登録に異議を申立てる義務がある。その義務は、周知商標に係る商品の需要者に対するものである。}

(2) 次に掲げる標章(標識)は、登録されない。

1) 当該商標登録申請の日前の商標登録申請に係る他人の登録商標又はこれに「類似する商標」であって、その商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品を指定するもの<4-1-11>

{商標登録のための「コンセント制度」は設けない。  
登録商標権の分割又は使用(権)の設定によりまかなうことになる。}

2) 他人の登録商標権に係る商標であってその権利が消滅した日から1年を経過していないもの又はこれに「類似する商標」であって、その指定商品又はこれに類似する商品を指定するもの<4-1-13>

他人の肖像を含む商標(他人を認識させる肖像を含む。)<4-1-8>

{当該他人の承諾を得ても登録しない。}

他人の氏名若しくは名称、他人の著名な雅号、芸名若しくは筆名又はこれらの著名な略称を含む商標<4-1-8>

{当該他人の承諾を得ても登録しない。}

当該商標登録申請の日前に著名となっていることを要する。}

他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標<4-1-15>

{(～除く。)の除外規定を設けない。}

混同を生じようとする標章(標識)の使用が許されないのは、他人のものであろうと本人のものであろうとも同じことである。

ここで不登録事由となっているのは、他人の商品と

の混同のみである。

現行法では、本人の商品に関し、登録商標を指定商品と類似する商品についての使用と、「類似する商標」を指定商品について使用する場合であって、商品の品質の誤認を生ずるものをしたときのみ、審判により取り消されることになっている<51条>。

同一の商品に使用される数多の標章(標識)の間で、商品の誤認・混同を生ずる他人の商品の範囲に限定はない。

<4-1-10>のように、商標が必要者の間に広く知られていることは要件となっていない。しかしながら、引用商標が周知商標でないものを適用した例を知らない。周知商標であることにより本項に該当するというためには、商標登録申請の日前に周知商標となっていることを要することになる。

<大正10年法2-1-11>及び<4-1-15>該当の範囲は、長い間の判決により、「商品の混同」から「商品の出所の混同」へ拡大されてきた。

しかしながら、「出所の混同」は、同時に「類似する商標」に悪影響を与え、権利侵害となる商標の範囲を不明確なものとし、商標の登録制度がもつ紛争を未然に防止する予防効果を弱めている。}

商品の品質の誤認を生ずるおそれがある標章(標識)<4-1-16>

{「Tea」の文字を含む商標が「ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料」について<4-1-16>に該当しないという判決がなされている。

商標「Afternoon Tea」をその指定商品について使用したときに、その商品が「Tea」のごとく誤認されないとしても、「Tea」の文字をその意味と関係ない商品について標章として使用することにより、少なくとも「Tea」の文字のもつ本来の意味が希釈されてしまう。逆にその結果、商品「茶」に「Tea」の文字を使用したときに、「Tea」の文字が表されているが「茶」でないかもしれないと誤認させることになる。そのような標章の使用を禁止することも商標法が予定しているものと考えられる。<4-1-15>が「商品の混同」から「商品の出所の混同」に拡大されたように、具体的な「商品の品質の誤認」から、「商品の品質の誤認を起こさせることになる標章の使用」に、<4-1-16>を拡大適用することは可能であろう。}

ある標章（標識）がある者の業務に係る商品について使用された結果、特定の者の業務に係る商品を表示するものとして需要者に広く認識されている他人の商標に只乗りする標章（標識）

ある標章（標識）がある者の業務に係る商品について使用された結果、特定の者の業務に係る商品を表示するものとして需要者に広く認識されている他人の商標の同定力を希釈する標章（標識）

ある標章（標識）がある者の業務に係る商品について使用された結果、特定の者の業務に係る商品を表示するものとして需要者に広く認識されている他人の商標の名声を傷つける標章（標識）

他人の著作権、登録意匠権その他の権利の対象となっている標章（標識）<29条>

同一市町村内において、他人の業務又は業務に係る商品を表示するものとして使用されている標章（標識）であることを認識しながら、当該標章（標識）と同一性のある標章（標識）であって、不正の目的をもって使用せんとするもの

{ 商標登録申請人が同一市町村内に住所又は営業所を有する場合に該当することになる。}

同一都道府県内において、他人の業務又は業務に係る商品を表示するものとして使用されている標章（標識）であることを認識しながら、当該標章（標識）と同一性のある標章（標識）であって、不正の目的をもって使用せんとするもの

{ 商標登録申請人が同一都道府県内に住所又は営業所を有する場合に該当することになる。}

条約に別に定めのある標章（標識）<15-1-2>

文字からなる標章（標識）又は文字を含む標章（標識）であって、それを指定商品について使用することにより日本語を乱すおそれのあるもの

「泥棒」、「殺人」等文字の意味が公の秩序に反する意味を有するものその他、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある標章（標識）<4-1-7>

第35条 [先願]<8>

{ 他人の登録商標と同一又は[類似する商標]に関しては、職権による登録の取消しの理由の通知及び仮の登録の取消しを行わない。

同日に、同一商品についての同一商標の登録の申請

があった場合にも、そのまま登録する。

重複登録は、登録異議申立て及び登録無効審判にさらされ、さらに更新登録無効の審判の請求の対象でもある。

別に、不正競争防止法の適用対象でもある。}

商標法第36条 [商標登録の申請]<5>

{ 英語により作成された商標登録の申請を認める。

商標を登録するための手続は、手続をした日に登録（仮の登録）されるので、「出願」ではなく「申請」とする。

商標登録の申請が認められたときは、その登録日及びその他必要な事項が登録申請人に通知される。}

自己の業務に係る商品を同定するために、商品について標章（標識）を独占的に使用をしようとする者は、特許商標庁に商標の登録を申請することができる。

商標登録の申請は、次に掲げる事項を明示してなさなければならない。

- 1) 商標登録申請人の氏名又は名称及び住所
- 2) 商標登録を求める標章（標識）

{ 標準文字による商標登録の申請を認める。

登録商標権は、登録商標を使用する権利ではないので、登録商標に係る標章（標識）の書体は、問題とならない。

音は、楽譜又は記録された磁気ディスクによって表すことができる。色彩は、JIS 系統色名やマンセル記号によって表すことができる。立体形状は、写真又は記録された磁気ディスクによって表すことができる。}

- 3) 指定商品及び当該指定商品が属する商品の区分

{ 同一の商品の表示により他の商品の区分に属する商品を表示することができる場合にも、当該他の商品の区分に属する商品を表示したことになる。}

したがって、40条2項<6-2>の登録の取消しの理由は発せられない。

「レンズ（写真機械）」・「レンズ（望遠鏡）」、「乾燥機（化学機械）」・「乾燥機（収穫機械）」、「氷砂糖（菓子）」・「氷砂糖（調味料）」のように表示することが好

ましい。}

申請は電子申請のみとする。

{ 電子申請のみとすることにより、申請情報の公開、登録事項の即時公告及び公報の発行並びに申請の迅速な処理に役立つ。}

電子申請のための共同ターミナルを、少なくとも都道府県に一箇所設置する。}

商品の区分を指定して表示した指定商品は、相当する商品の区分に属する商品のみを指定したものとみなす。

登録を求める標章（標識）が立体形状からなるもの又は立体形状を含むものであるときは、その旨を明示しなければならない。

光と音の結合等、申請書における標章（標識）の表示方法については、商標法施行規則で定める。

英語による商標登録の申請を認める。

第37条 [申請の日の認定等] <5の2>

商標法第38条 [一商標一申請] <6>

商標登録の申請は、商標ごとにならなければならない。

商標法施行規則で定める大きさの中に表示されて申請された標章（標識）は、第1項で求める一の商標を表示したものとみなす。

商標法第39条 [商品の指定] <6>

商標登録の申請は、一の標章（標識）を使用する商品を政令で定める商品の区分ごとに指定してしなければならない。

前項の商品の指定は、2以上の商品の区分に属する商品を指定してすることができる。

前項の指定商品の表示は、商品の区分の小さい順に商品の区分ごとにまとめて記載しなければならない。

指定商品の表示は、その商品が属する商品の区分を確定し、かつ、商品についての類似群コードを付与するため、何人にも容易にその商品を理解できるように、1つの商品ごとに表示しなければならない。

ただし、商標法施行規則で定める2つ以上の商品を含む概念表示による指定商品の表示を認めることができる。

商品の区分を明示して指定した商品が、その記載し

た商品の区分に属するものであるときは、その指定商品の表示は、当該商品の区分に属する商品のみを指定したものとみなす。

第2項の商品の区分は、類似する商品の範囲を定めるものではない。

{ 商品の表示は、商品の普通名称によって表示されるべきである。}

フランス産のイブニングドレスは、「イブニングドレス（フランス産）」と表示するのが好ましい。

同一の商品の表示は、「レンズ（写真機械）」・「レンズ（望遠鏡）」、「乾燥機（化学機械）」・「乾燥機（収穫機械）」、「氷砂糖（菓子）」・「氷砂糖（調味料）」のように表示することが好ましい。}

{ 商標登録の申請は、申請の日に登録されるので、その申請の分割は認められない。}

同様にして、申請の変更の制度もない。

商標登録の申請の分割及び登録商標の種類の変更は認められない。}

商標法第40条 [商標の仮の登録] <cf16・18>

申請日が認定された商標登録の申請は、登録の条件を満たしている限り、直ちに登録する。

申請日を登録日とする。

登録日（申請日）から3年の間は、仮に登録する。

これを仮の登録と称する。

商標登録の申請が仮に登録されたことを商標登録原簿に登録する。

仮に登録された商標登録の申請は、公開されかつ公報により公告される。

{ 公報による公告の日は、登録異議の申立て [144条] の期間の起算日となる。}

{ [登録事項]

(1) 現時点で有効な基本的な登録事項は、常に、第1頁目に行く。

- 1) 商標登録申請人の氏名又は名称及び住所
- 2) 商標登録を求める標章（標識）
- 3) 指定商品及び当該指定商品が属する区分
- 4) 商標登録の登録日（申請日）
- 5) 各更新登録の日

6) 使用権等の記録 <71>

(2)

1) 上記1)乃至3)に係わる変更の記録

2) 特許商標庁及び申請人（登録商標権者）が行った手続の記録}

[ 第29条 [申請時の特例] <9> ]

第00条 [商標登録出願の分割] <10>

第00条 [団体商標登録出願からの変更] <11>

第00条 [防護標章登録出願からの変更] <12>

第41条 [申請の公開及び公報の発行による公表] <12の2>

{ 商標登録の申請は、申請と同時に登録されるので、「申請の早期公開」の制度はない。

電子情報の管理が可能になった時点で、商標登録の申請）にアクセスできる。}

商標登録の申請は、特許商標庁で管理可能になった時点で公開される。

{ 商標登録の申請には、「申請の早期公開」の制度がない。

商標登録の申請は、電子申請のみであるので、申請日の確定した申請の情報は、即公開される。もちろん、電子申請は、発信側で機械チェックされるので、一定の条件に合致しないものは、送信されないであろう。}

第00条 [特許法の準用] <13>

第00条 [設定登録前の金銭的請求等] <13の2>

{ 本条は、商標登録の申請の即時登録により不要となり、仮の登録による権利行使となる。}

商標法第42条 [職権による審査] <14>

商標登録の申請は、仮の登録の期間中、特許商標庁審査官による審査を行う。

商標法第43条 [仮の登録の取消しの審査] <15>

公益に係る仮の登録の取消しの理由については、職権で審査し、仮の登録の取消しを行う。

商標法第44条 [登録の取消しの理由の通知] <15-2>

{ [類似する商標] については、職権による登録の取消しの理由の通知及び仮の登録の取消しは行わない。

申請人が審査（調査）請求を行った商標登録の申請については、商標登録の取消しの理由の通知を行うとともに、その旨を記録する。

記録された引用登録商標に関し、引用された旨がその引用された登録商標権者に通知される。

その場合にも、仮の登録の取消しは行わない。}

登録の取消しの理由を登録商標権者（商標登録の申請人）に通知する。

登録の取消しの理由の通知は、指定商品の表示ごとに行う。

登録の取消しの理由の通知は、商標登録原簿に記録する。

{ 登録の取消しの理由の通知に対し、登録日（登録申請日）より2年6月の間、補正書・意見書により反駁することができる。

登録の取消しの理由の通知に対し、指定期間内になんらの応答もしないときは、遅くとも登録日（登録申請日）より3年で、仮の登録は消滅する。

登録の取消しの理由の存する登録商標権の行使については、本法及び他の法律の規定に定める責任を負う。

登録の取消しの理由が通知された登録申請について、登録を認めるときは、指定商品の表示ごとに登録の取消しの理由を撤回して、登録を維持し申請人に通知する。

登録の取消しの理由が通知されているかどうかにかかわらず、4年から10年分相当額の登録料は、登録日より3年以内に納付されていなければならない。

3年分の登録料の納付により仮の登録がなされているが、登録の取消しの理由が通知されている場合には、補正書・意見書により登録の取消しの理由が解消されない限り、4年から10年までの分の登録料を納付するのみでは、登録が維持されず、仮の登録は取り消される。

補正書・意見書等を提出して争わなかった仮の登録の取消しに対しては、審判を請求することができない。

補正書・意見書等を提出して争った仮の登録の取消しに対しては、登録の取消しの査定不服の審判を請求することができる。}

{登録商標権に係る[類似する商標]についての権利行使は、自己の責任において行い、その権利行使は本法及び他の法律の規定に定める責任を負う。}

登録の取消しの理由の他、全ての手続(やりとり)を、登録原簿に記録する。

{[類似する商標]に関する登録の取消しの理由は、登録異議の申立て又は無効審判の理由とする。}

第00条 [拒絶理由の通知] <15の3>

{<8-1>対応の拒絶理由の通知は、申請と同時に仮の登録がされるので、不要である。

<15の2>対応の仮の登録の取消しの通知は、第46条に規定されている。}

第00条 [商標登録の査定] <16>

{商標登録の申請は、即時に仮の登録がされるので、登録の査定は不要である。

商標登録の申請が認められたときは、その登録日及びその他必要な事項が登録申請人に通知される。}

第45条 [補正の却下] <16の2>

第46条 [審査官の資格] <17・特47 >

第47条 [審査官の除斥] <17・特48 >

第48条 [査定の方式] <17・特52 >

仮の登録を取り消す旨の査定は理由を明示しなければならない。

前項の査定は、商標登録原簿に記録するとともに、登録商標権者に文書で通知する。

{取り消す旨の査定に不服のある者は、審判を請求することができる。}

[登録の取消しの査定の記載事項]

1) 商標登録番号

2) 査定の年月日

3) 登録商標権者の氏名又は名称

4) 査定の結論

平成00年00月00日付けの登録の取消しの理由の通知にしたがい、次の指定商品の登録を取り消す。

第00類 00 商標法第0条第0項第0号該当

00 商標法第0条第0項第0号該当

第00類 00 商標法第0条第0項第0号該当

00 商標法第0条第0項第0号該当

第00類 00 商標法第0条第0項第0号該当

00 商標法第0条第0項第0号該当

先に通知された登録の取消しの理由は、商標登録原簿にも記録されている。}

5) 代理人の氏名又は名称、その他必要な事項

第49条 [訴訟との関係] <17・特54 >

第00条 [補正後の商標についての新申請] <17の2・意17の3>

{商標登録の申請は、即時に登録され、申請の要旨を変更する補正は考えられず、また申請の要旨を変更する補正は、却下されても「新申請の制度」は設けない。なぜなら、標章(標識)の考案については、発明や意匠の考案のように申請前の「受ける権利」を認めていないから。}

第00条 [同前] <17の2・意17の4>

{「補正却下後の新申請」の制度は設けない。}

商標法第50条 [料金] <40・76 >

商標登録を申請する者は、申請手数料と登録料の10分の3相当額を申請と同時に納付しなければならない。

商標登録の申請手数料は、一申請の基本料金の3つの商品の区分までの区分料金を納付しなければならない。

{商品の区分の1ないし3区分まで同一料金である。}

3を超える1区分ごとに区分料金を納付しなければならない。

{すなわち、4区分のときは2区分の区分料金を、5区分のときは3区分の区分料金を納付しなければならない。}

納付した登録料は返還しない。

{手続の補完・補足又は補正を行う者は、1つの手続を行うごとに、別表に定める手数料を納付しなければ

ならない。}

商標法第51条 [登録料] <40>

商標登録を申請する者は、申請手数料と登録料の10分の3相当額を申請と同時に納付しなければならない。

{10分の7相当額は、登録の取消しの査定不服の審判が請求された場合にも納付しなければならない、審判が不成立となったときも返還されない。}

登録商標の所有者は、登録から3年経過する前に登録料の10分の7相当額を納付しなければならない。

存続期間の更新登録の申請をする者は、前の存続期間の満了前に更新登録料を納付しなければならない。

{登録後の第1回の更新登録料は、登録料の倍額とし、第2回の更新登録料は登録料の3倍とし、以降の更新登録料は登録料に更新回数を乗じた額を加えた額とし、第11回以降の更新登録料は第10回の更新登録料と同額とする。}

納付した登録料は返還しない。

第52条 [登録料の納付期限] <41>

第53条 [登録料の分割納付] <41の2>

第54条 [利害関係人の登録料の納付期限] <41の3>

第55条 [既納の登録料の返還] <42>

商標登録の申請とともに納付する3/10の仮の登録に係る登録料の納付は、過誤納ではない。

同様に、関連する登録番号と合致し、対応する7/10の残余の登録料の納付も、過誤納ではない。

第56条 [割増し登録料] <43>

商標法第57条 [商標登録原簿への登録] <71>

{商標登録の申請は、申請の日に関の登録がなされる。

仮の登録についての3年の間に、公益に関わる商標の顕著性や不登録事由について審査される。

「類似する商標」に関しては、職権による審査がされず、審査(調査)請求がされた場合にも、登録の取消しの理由が通知されることはあっても、職権による取消は行われない。

審査(調査)請求のなされた商標登録の申請は、「類

似する商標」に関しても審査され、登録の取消しの理由が通知されるとともに、原簿に記録される。

引用された登録商標の情報も原簿に記録される。

さらに、旧連合商標の関係にある登録商標を「関連商標」として原簿に記録することができる。}

第58条 [登録証の交付] <71の2>

商標法第59条 [登録商標権] <18>

{登録商標権は、商標を使用する権利ではなく、権限なく登録商標と同一又は[類似する商標]を使用することを禁止する権利とする。

登録日(登録申請日)より3年間、仮の保護の登録商標権を認める。

登録日(登録申請日)より3年が経過することにより、登録商標権は、確定的なものとなる。

登録日(登録申請日)より10年経過する前に、存続期間の更新登録の申請をすることができる。}

登録商標権は、設定の登録により発生する。

{標章(標識)の使用によって獲得することのできる商標権は、別に定める。

民法第00条 同一市町村内において、特定の商品を表示するものとして需要者及び潜在的需要者(需要者予備軍)について広く認識された標章(標識)の使用者は、当該標章(標識)について商標権を有する。

この商標権も他人の使用を禁止する権利である。この商標権によって使用を禁止される者は、登録商標権によっても使用を禁止されることがある。

この商標権を有する者の使用は、登録商標権者によってその使用を禁止されるものである。

不正競争防止法第00条

(1) 同一市町村内において、特定の商品を表示するものとして需要者及び潜在的需要者(需要者予備軍)について広く認識された標章(標識)の使用者は、当該標章(標識)又はこれに類似の標章(標識)であって、その商品又はこれと同一種類の商品についての、他人の使用を禁止することができる。

(2) 同一都道府県内において、特定の商品を表示する

ものとして需要者及び潜在的需要者（需要者予備軍）について広く認識された標章（標識）の使用者は、当該標章（標識）又はこれに類似の標章（標識）であって、その商品又はこれと同一種類の商品についての、他人の使用を禁止することができる。

商標登録の申請は、登録の取消しの理由又は登録無効理由の存在に拘わらず、登録日（登録申請日）より3年の間、仮の登録を行う。

登録の取消しの理由の通知は、登録日（登録申請日）より3年の間に行う。〔審査〕

商標登録申請人（商標仮保護権者）は、〔類似する商標〕に関して、審査（調査）を請求することができる。}

#### 登録商標に係る固有の権利

登録商標権者は、登録商標と同一商標又は〔類似する商標〕を指定商品と同一商品又は類似する商品について権限なく使用することを禁止することができる。

{登録商標権が標章（標識）を使用する権利としないことにより、ある標章（標識）の使用者は、2人以上の登録商標権者から権利行使されることがあり得る。それは、二重登録によっても起こりうることである。（他人の同一又は〔類似する商標〕に関しては、職権による登録の取消しの理由の通知を行わない。審査（調査）請求によっても職権による仮の登録の取消しは行わない。}

登録商標権が標章（標識）を使用する権利としないことにより、指定商品の表示について厳格に要求する必要がなくなり、標準文字による商標登録の申請も認められ、登録商標の同一や指定商品の同一の問題点は少なくなる。そして、物件提出や補正指示等の指令が少なくなりうる。また、パリ条約5条C(2)に適合した運用が図られるであろう。

登録日（登録申請日）より3年間は、仮の保護の権利期間である。

仮の登録に係る登録商標権は、登録の取消しの理由若しくは無効理由の通知がなされ、取り消され又は無効とされることのあるものである。

異議の申立てがなく登録日（登録申請日）より3年が経過することにより、商標権は、より確定的なものとなる。それでも、無効の可能性は、登録日（登録申

請日）から10年が経過するまで続く。

更新登録後は、更新登録無効理由にさらされる。

登録商標権は、登録によってではなく、商標としての同定力（及び区別力）の強さによって成り立つものである。

登録は、単に、申請日の確定であり、権利の推定であるに止まることになる。

そして、登録は、原則として同一商品について同一商標に係る権利は存在しないことを推定させるものである。

登録商標権者は、商標管理を適切に行うことにより、自己の登録商標を強い商標とし、登録商標の指定商品と同一商品について登録商標に抵触する商標の存在を許さないことができるものである。}

登録商標権者が当該登録商標に係る標章（標識）を使用していない場合、登録商標権者は、前項の規定に拘わらず、使用を禁止することができない。ただし、その登録日（申請日）より1年を経過していないときはこの限りでない。

故意に、登録商標に只乗りし、登録商標の同定力を希釈し、登録商標の名声を傷つけることは、登録商標権を侵害するものとみなす。

登録商標権者は、自己の登録商標が著名なものである場合、当該登録商標の著名性に只乗りし、登録商標の同定力を希釈し、登録商標の名声を傷つけることになる標章（標識）の使用を差し止めることができる。

併せて、損害賠償を請求することができる。

登録商標権者は、商品の需要者の健康と安全を害する商品について登録商標に係る標章（標識）を使用してはならない。

{登録商標権は、標章（標識）を使用する権利ではない。他人による標章（標識）の使用を禁止する権利である。

登録商標に係る標章（標識）を指定商品の同定（及び区別）のため権限なく使用することは、登録商標権を侵害するものである。

登録商標権の権利侵害を構成する「類似する商標」の範囲は、個別的な取引の実情によって影響されない。

登録商標権は、標章（標識）の使用をすることなく取得することができるが、権利の行使には登録商標に係る標章（標識）の使用が必要である。登録後1年



は、標章（標識）使用の準備期間を認めるものである。この期間は、登録申請後1年とすることが望ましい。

登録商標権を使用する権利ではなく、他人の使用を禁止する権利とすることにより、混同・誤認を生じる程〔類似する商標〕となっている場合には、混同・誤認される側の登録商標権者は、当該登録商標が後申請・後登録に拘わらず、〔類似する商標〕に係る登録商標権の標章（標識）の使用を禁止することができることになる。

その場合、使用に基づく登録商標についての既得権は、ごく限られたものとなる。

取消審判又は無効審判について除斥期間を設けないことにより、登録商標といえど、何時でも取消又は無効とされる危険を負担することになる。

無効理由の存する登録商標権の行使については、本法及び他の法律による責任を負う。

登録商標権の行使のための裁判において、登録要件〔35条〕と不登録要件〔36条〕並びに登録商標権が及ばない範囲〔108条〕との関係で、無効事由が明らかであるとか抗弁が認められたとしても、裁判により登録を失効させることはできない。}

第60条 [存続期間] <19>

第61条 [存続期間の更新登録] <20>

第62条 [登録商標権の回復] <21>

第63条 [回復した登録商標権の制限] <22>

{ <25>の商標権の効力の規定を置かないことにより、効力の語を用いない。}

第64条 [存続期間の更新の登録] <23>

第65条 [登録商標権の分割] <24>

第66条 [登録商標権の移転] <24の2>

第67条 [団体標章に係る登録商標権の移転] <24の3>

第68条 [登録商標権の移転に係る混同防止表示の請求] <24の4>

第00条 [商標権の効力] <25>

{登録商標権が、使用する権利から禁止する権利になつたことから、本条を置く必要がなくなった。}

[第106条 [登録商標権が及ばない範囲] <26>]

第00条 [登録商標等の範囲] <27>

{ <25>の商標権の効力の規定を置かないことにより、効力についての判定は行わない。

商標の使用は、需要者の認識の問題であるので、登録商標の範囲という概念は不要であるから、本条は必要ない。

登録商標に係る標章（標識）については、その使用状態における「登録商標に係る標章(標識)」に関して、次条で判定を請求することができる。}

第69条 [判定] <28>

登録商標に係る標章（標識）及びそれに〔類似する商標〕(標章)の使用に関しては、判定を請求することができる。

{登録商標に係る標章（標識）の使用かどうかについては、登録商標権者が請求するであろう。

登録商標に〔類似する商標〕(標章)の使用かどうかについては、登録商標権者でない者も請求するであろう。この場合は、登録商標権者を被請求人としないう請求の仕方を認めるべきであろう。}

第70条 [鑑定] <28の2>

特許商標庁長官は、裁判所から登録商標について鑑定の囑託があったときは、3名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

[第36条 [他人の特許権等との関係] <29>]

第71条 [共有] <35・特73>

第72条 [相続人がいない場合の登録商標権の消滅] <35・特76>

第73条 [放棄] <35・特97>

第74条 [記録の効果] <35・特98>

(1)～分割、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）～。

第75条 [許諾による標章（標識）の使用]

専用使用（権）<30>

通常使用（権）<31>

{使用権は、全て商標登録原簿に記録しなければなら

ない。 使用権は、登録商標権に対する抗弁権である。}	< 31 - > < 31 - >
第76条 [団体構成員の権利] < 31の2 > 第00条 [先使用による商標の使用をする権利] < 32 > {先使用権の制度は廃止する。}	第86条 [防護標章] < 64 > {防護標章の登録の出願についても、仮の登録の制度を設ける。}
第77条 [無効審判に係る標章(標識)の継続使用] < 33 >  {使用権は、商標登録原簿に登録しなければならない。 使用権は、登録商標権に対する抗弁権である。}	第00条 [商標登録の申請の変更] < 65 > {商標登録の申請には、申請の変更の制度がない。したがって、特例を必要としない。}
第78条 [特許権等に係る標章(標識)の継続使用] < 33の2 >  {使用権は、商標登録原簿に登録しなければならない。 使用権は、登録商標権に対する抗弁権である。}	第87条 [防護標章登録に基づく権利の存続期間] < 65の2 > 第88条 [防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録] < 65の3 > {防護標章登録出願及びその更新登録出願についても、仮の登録の制度を設ける。}
第79条 [同前] < 33の3 >  {使用権は、商標登録原簿に登録しなければならない。 使用権は、登録商標権に対する抗弁権である。}	第89条 [防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の申請の登録の取消しの理由] < 65の4 > 第90条 [商標登録の申請の審査の規定の準用] < 65の5 > 第91条 [存続期間の更新の登録] < 65の6 > 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願がなされたときは、即時に仮の登録を行う。 登録料の3/10相当額は、申請の手数料とともに出願時に同時に納付しなければならない。
第80条 [質権] < 34 > 第81条 [物上代位] < 34・特96 > 第82条 [記録の効果] < 34・特98 > 第83条 [記録の効果] < 34・特99 >	第92条 [登録料] < 65の7 >  第93条 [登録料の納付期限] < 65の8 > 防護標章登録の登録料の7/10相当額は、3年の仮の登録の満了前に納付しなければならない。
商標法第84条 [証明標章] 商標法第85条 [団体標章] < 7 >  < 31 - > < 31 - >	第94条 [利害関係人による登録料の納付] < 65の9 > 第95条 [過誤納の登録料の返還] < 65の10 > 第96条 [防護標章登録に基づく権利の付随性] < 66 > 商標法第97条 [侵害とみなす行為] < 67 > 防護標章と同一又は類似の標章(標識)を指定商品と同一又は同一種類の商品について使用することは、関係する登録商標権を侵害するものである。

第98条 [登録商標に関する規定の準用] <68>

商標法第99条 [権利侵害] <36>

{登録商標権は、類似する商品についての[類似する商標]を含み権利侵害とすることにより、「侵害とみなす行為」に係る規定<37>がいらなくなった。}

登録商標権固有の侵害

(1) 登録商標権者は、自己の商標権を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

専用使用权者は、登録商標権者に代わって侵害の停止又は予防を請求することができる。

(2) 登録商標権者は、前項の規定による請求をする際に、侵害の行為を組成した物(商品を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除去、侵害の行為を組成することになる物(登録商標に係る標章(標識)を表示した商品及び印刷物等を含む。)の廃棄、侵害の行為に供することになる設備の除去、その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

{標章(標識)の使用がもたらすところの、出所表示機能、品質保証機能又は広告機能が損なわれるような他人の標章(標識)の使用は、登録商標権を侵害するものである。}

登録商標権に付随する権利

登録商標に只乗りし、登録商標の同定力を希釈し又は登録商標の名声を傷つけることは、登録商標権を侵害するものとみなす。

登録商標権者は、只乗りし、希釈し又は傷つける行為を差し止めかつ排除することができる。

あわせて、損害賠償を請求することができる。

権利一般としての侵害

(1) 登録商標権者は、登録商標に係る標章(標識)を商品等に表示することを妨害する行為の排除を請求することができる。

(2) 登録商標権者は、登録商標に係る標章(標識)を表示した商品等を生産し、移動し、譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し又は輸入することを妨害する行為の排除を請求することができる。

消費者団体は、登録商標権を侵害する行為を、その名において差し止めることができる。

第00条 [侵害とみなす行為] <37>

{登録商標権は、類似する商品についての[類似する商標]を含めて権利侵害とすることにより、「侵害とみなす行為」に係る規定が要らなくなった。}

第100条 [損害額の推定] <38(・特102)>

第101条 [過失の推定] <39・特103>

第102条 [具体的態様の明示義務] <39・特104の2>  
{準用の意味合いが不明であるので、あるいは削除となるかもしれない。}

第103条 [書類の提出等] <39・特105>

第104条 [損害計算のための鑑定] <39・特105の2>

第105条 [相当な計算額の認定] <39・特105の3>

第106条 [信用回復の措置] <39・特106>

商標法第107条 [消滅時効]

登録商標権に基づく請求権は、登録商標権者がその一連の行為及び行為者を知った時より5年間請求しないことにより消滅する。

{民法724条の3年を5年とするものである。}

商標法第108条 [登録商標権が及ばない範囲] <26>

{<25>の商標権の効力の規定を置かないことにより、効力の語を用いない。}

登録商標権は、登録商標を使用する権利ではなく、他人による登録商標の使用を禁止する権利であるので、本条の整理が必要になるかもしれない。}

登録商標権は、普通に用いられる方法で表示する次に掲げる標章(標識)(商標の一部を構成しているものを含む。)の使用には及ばない。

- 1) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の普通名称
- 2) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の原材料その他の品質
- 3) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品若しくは商品の包装の形状又は色彩
- 4) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の生産の方法、時期、価格又は数量

- 5) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の販売の方法，時期，価格又は数量
- 6) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の効能，用途又は使用の方法若しくは時期
- 7) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品の産地，経由地又は販売地
- 8) 自己の氏，氏名若しくは名称又はこれらの略称であって著名なもの
- 9) 自己の雅号，芸名若しくは筆名又はこれらの略称であって著名なもの
- 10) 自己の肖像を含む商標（自己を認識させる肖像を含む。）
- 11) 当該指定商品若しくはそれに類似する商品に慣用されている標章（標識）
- 12) 川名，湖沼名，山岳名，道路名，橋名その他の地理的名称であって，自己の住所又は営業所が含まれ若しくは隣接しているもの
- 13) 自己の所有物の名称
- 14) 極めて簡単で，かつ，ありふれた標章（標識）であって，商品の同定のために使用するものでないもの

前項第8号乃至第10号の規定は，登録商標権の登録の後，不正競争の目的で，自己の氏等を用いる場合には，適用しない。

{ 登録商標権の効力についての判定制度は廃止する。}

登録商標に係る標章（標識）の使用についての判定制度を設ける。}

- 第109条 [マドリッド協定の議定書に基づく商標登録の申請] <68の2>
- 第110条 [同前] <68の3>
- 第111条 [事後指定] <68の4>
- 第112条 [国際登録の存続期間の更新の申請] <68の5>
- 第113条 [国際商標登録の名義人の変更の記録の請求] <68の6>
- 第114条 [商標登録の申請に関する規定の準用] <68の7>
- 第115条 [経済産業省令への委任] <68の8>
- 第116条 [領域指定による国際商標登録の申請] <68の9>

第117条 [国際商標登録の申請時の特例] <68の10>

第118条 [商標登録の申請時の特例] <68の11>

第000条 [商標登録の申請の分割の特例] <68の12>  
{ 商標登録の申請には，申請の分割の制度がない。したがって，特例を必要としない。}

第000条 [商標登録の申請の変更の特例] <68の13>  
{ 商標登録の申請は即時に仮の登録がなされるので，申請の変更の制度がない。したがって，特例を必要としない。}

第000条 [商標登録の申請の公開に係る商標公報の掲載事項の特例] <68の14>  
{ 商標登録の申請には，「申請の公開」の制度がない。したがって，特例を必要としない。}

第119条 [パリ条約等による優先権主張の手続の特例] <68の15>

国際商標登録の申請についての商標法第30条の規定中，「商標登録の申請と同時」とあるのは，「国際商標登録の申請の日から30日以内」とする。

第000条 [商標登録の申請により生じた権利の特例] <68の16>  
{ 商標登録の申請は，申請と同時に仮の登録がなされるので，「商標登録の申請により生じた権利」の制度はない。したがって，特例を必要としない。}

第120条 [国際商標登録の名義人の変更に伴う国際登録の申請の取り扱い] <68の17>

第000条 [補正後の商標についての新申請の特例] <68の18>  
{ 商標登録の申請は，申請と同時に仮の登録がなされるので，補正後の新申請の制度がない。したがって，特例を必要としない。}

第121条 [国際商標登録に基づく登録商標権の設定の登録の特例] <68の19>  
{ 商標登録の申請は，申請手数料及び登録料の10分の3相当額を申請と同時に納付することになっているので，登録料についての特例は不要となろう。}

第122条 [国際商標登録の消滅による効果] <68の

20 >

第123条 [国際商標登録に基づく登録商標権の存続期間] <68の21>

第124条 [存続期間の更新登録の特例] <68の22>

第125条 [国際商標登録に基づく登録商標権の分割の特例] <68の23>

第126条 [団体商標に係る登録商標権の移転の特例] <68の24>

第127条 [国際商標登録に基づく登録商標権の放棄の特例] <68の25>

第128条 [国際商標登録に基づく登録商標権の登録の効果の特例] <68の26>

第129条 [商標登録原簿への登録の特例] <68の27>

第130条 [手続の補正等の特例] <68の28>

第131条 [指定商品が2以上の登録商標権についての特則の特例] <68の29>

第132条 [国際商標登録に基づく登録商標権の個別手数料] <68の30>

第133条 [経済産業省令への委任] <68の31>

第134条 [国際商標登録の取消し後の商標登録申請の特例] <68の32>

{商標登録の申請は即登録されるので、再出願ではなく、通常出願による登録とみなす、などの手当となる。}

第135条 [議定書の廃棄後の商標登録申請の特例] <68の33>

{商標登録の申請は即登録されるので、再出願ではなく、通常出願による登録とみなす、などの手当となる。}

第136条 [国際商標登録に基づく登録の取消しの理由の特例] <68の34>

第137条 [国際商標登録に基づく登録商標権の設定の登録の特例] <68の35>

第138条 [存続期間の特例] <68の36>

第139条 [登録異議の申立ての特例] <68の37>

第140条 [国際商標登録に基づく商標登録の無効の審判の特例] <68の38>

第141条 [同前] <68の39>

第142条 [登録の取消しの査定不服審判] <44>

第143条 [補正却下の決定に対する審判] <45>

第144条 [登録異議の申立て] <43の2>

消費者団体は、その名において申立てをすることができる。

登録異議の申立てが不成立になった場合、申立人は、決定書を受け取ってから30日以内に請求書を提出することにより、無効審判の請求に切り替えることができる。

{登録異議の申立てと商標登録無効審判の請求が連続して行われたときは、商標登録無効審判の請求手数料は、商標登録無効審判の請求手数料から登録異議の申立ての手数を引いた差額とする。}

第145条 [決定] <43の3>

第146条 [申立ての方式等] <43の4>

第147条 [審判官の指定] <43の5>

第148条 [審判書記官] <43の5の2>

第149条 [審理の方式等] <43の6>

第150条 [参加] <43の7>

第151条 [証拠調べ及び証拠保全] <43の8>

第152条 [職権による審理] <43の9>

第153条 [申立ての併合又は分離] <43の10>

第154条 [申立ての取下げ] <43の11>

第155条 [登録の取消しの理由の通知] <43の12>

第156条 [決定の方式] <43の13>

第157条 [審判の規定の準用] <43の14>

第158条 [商標登録の無効審判] <46>

{除斥期間を設けない。}

ただし、判断時にも無効理由が存在していなければならぬ。すなわち、<4-1-1>該当の場合、判断時にも国旗でなければならぬ。また、引用登録商標は、判断時にも登録商標として存続していなければならぬ。

登録無効にできないとしても、権利侵害に該当するときは、損害賠償等の請求が可能である。

消費者団体は、その名において請求をすることができる。

商標登録日（登録申請日）から10年が経過すること

により、商標登録無効の審判請求ができなくなったとしても、その無効理由のいくつかは同様に更新登録無効理由にもなっているので、同じ無効理由によって更新登録を無効にすることができる。

「類似する商標」に係わる商標登録無効理由は、更新登録無効理由とはされない。

登録異議の申立てと商標登録無効審判の請求が連続して行われたときは、商標登録無効審判の請求手数料は、登録異議の申立ての手数料の分だけ減額される。}

第159条 [同前] <46の2>

第160条 [同前] <47>

第161条 [更新登録無効審判] <48>

{更新登録は、商標登録無効理由を含むと共に、後発無効理由によって無効とされることがある。

商標登録無効について除斥期間は設けていないが、商標登録日(登録申請日)から10年が経過することにより、商標登録無効の審判請求はできなくなる。

存続期間の更新登録がなされたときは、商標登録無効のいくつかは同様に更新登録無効理由にもなっているので、同じ無効理由によって更新登録を無効にすることができる。

「類似する商標」に係わる商標登録無効理由は、更新登録無効理由とはされない。}

第162条 [同前] <49>

第163条 [登録取消審判] <50>

{消費者団体は、その名において請求することができる。}

継続して1年以上日本国内において登録商標権者(又は使用権者)が指定商品について登録商標を使用していないときは、何人も、使用していない商品の表示ごとにその商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。 <50条>

商品の取引が1年を越えて行われることが普通であるものは、1年の期間を適用せず、取引の経験則に従う。

{取消しを免れる標章(標識)は、社会通念のような不明確なものでなく、旧連合商標制度による連合商標より広いものであっても、登録商標に係る標章(標識)を含み登録商標と認識されるものは、取消しを免れるのに十分な使用とする。

登録商標と同一性のあるもので足りるものとする。

現実に商品を扱わないで、広告のみを行うことは、本条における商標の使用とは認めない。}

~ 正当な理由から。

第164条 [品質の誤認等の登録の取消審判] <51>

第000条 [除斥期間] <52>

{除斥期間を設けない。}

第165条 [移転登録による使用に係る登録取消審判] <52条の2>

第166条 [使用権者による使用に係る登録取消審判] <53条>

第167条 [代理人等であった者による使用に係る登録取消審判] <53の2>

第000条 [除斥期間] <53の3>

{除斥期間を設けない。}

商標法第168条 [登録取消審判]

登録商標権者による登録に係る標章(標識)の使用が、日本語を乱す用いかたでなされた場合には、何人も、その標章(標識)にかかる登録商標を取り消すために審判を請求することができる。

商標法第169条 [登録取消審判]

登録商標権者が商品の需要者の健康と安全を害する商品について登録商標に係る標章(標識)を使用した場合には、何人も、その標章(標識)に係る登録商標を取り消すために審判を請求することができる。

商標法第170条 [登録取消審判]

登録商標権者が自己の2つ以上の登録商標に係る標章(標識)を使用することにより、自己の業務に係る商品の混同を生じさせたときは、何人も、関係する登録商標を取り消すことについて審判を請求することができる。

できる。

第171条 [取消審判による登録商標権の消滅] <54>  
 第000条 [専用使用権者への通知] <55>  
 {登録商標権が使用する権利でないことから、専用使用権も変わり、専用使用権者への通知を行わないこととする。}

第172条 [取消の査定に対する審判における特則] <55の2>

第173条 [審判請求の方式] <56・特131>

第174条 [共同請求] <56・特132>  
 ~商標法第46条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第52条の2第1項、第53条第1項又は第53条の2~。

第175条 [方式に違反した場合の決定による却下] <56・特133>

第176条 [不適法な手続の却下] <56・特133の2>

第177条 [答弁書の提出等] <56・特134>

第178条 [不適法な審判請求の審決による却下] <56・特135>

第179条 [審判の合議制] <56・特136>

第180条 [審判官の指定] <56・特137>

第181条 [審判長] <56・特138>

第182条 [審判官の除斥] <56・特139>

第183条 [同前] <56・特140>

第184条 [審判官の忌避] <56・特141>

第185条 [除斥又は忌避の申立ての方式] <56・特142>

第186条 [除斥又は忌避の申立てについての決定] <56・特143>

第187条 [同前] <56・特144>

第188条 [審判書記官] <56・特144の2>

第189条 [審判における審理の方式] <56・特145>

第190条 [同前] <56・特146>

第191条 [調書] <56・特147>

第192条 [参加] <56・特148>

第193条 [同前] <56・特149>

第194条 [証拠調べ及び証拠保全] <56・特150>

第195条 [同前] <56・特151・147>

第196条 [同前] <56・特151・民事訴訟法93>

第197条 [職権による審理] <56・特152>

第198条 [同前] <56・特153>

第199条 [審理の併合又は分離] <56・特154>

第200条 [審判の請求の取下げ] <56・特155>

第201条 [審理の終結の通知] <56・特156>

第202条 [審決] <56・特157>

第203条 [登録の取消しの査定に対する審判における特則] <55の2・56・特158>

第204条 [同前] <56・特159・53>

第205条 [差戻しの審決] <56・特160>

第206条 [登録の取消しの査定不服審判への不適用] <56・特161>

~商標法第44条第1項又は第45条第1項~。

第207条 [審決の効力] <56・特167>

第208条 [訴訟との関係] <56・特168>

第209条 [審判における費用の負担] <56・特169>

第210条 [費用の額の決定の執行力] <56・特170>

第211条 [審判の請求の取下げ] <56・特155-3>

第212条 [補正の却下の決定に対する審判の特則] <56の2・意51>

第213条 [再審の請求] <57>

第214条 [同前] <58>

第215条 [再審により回復した登録商標権の制限] <59>

第216条 [同前] <60>

第217条 [審判の規定の準用] <60の2>

第218条 [再審の請求期間] <61・特173>

第219条 [審判の規定の準用] <61・特174>

~商標法第46条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第52条の2第1項、第53条第1項又は第53条の2~。

- 第220条 [審判請求の方式] <62・意58-2・特131>  
第221条 [同前] <62・意58-3・特131の2>  
第222条 [共同請求] <62・特132>  
第223条 [方式に違反した場合の決定による却下]  
<62・特133>  
第224条 [不適法な手続の却下] <62・特133の2>  
第225条 [答弁書の提出等] <62・特134>  
第226条 [不適法な審判請求の審決による却下] <62・  
特135>  
第227条 [審判の合議制] <62・特136>  
第228条 [審判官の指定] <62・特137>  
第229条 [審判長] <62・特138>  
第230条 [審判官の除斥] <62・特139>  
第231条 [同前] <62・特140>  
第232条 [審判官の忌避] <62・特141>  
第233条 [除斥又は忌避の申立ての方式] <62・特  
142>  
第234条 [除斥又は忌避の申立てについての決定]  
<62・特143>  
第235条 [同前] <62・特144>  
第236条 [審判書記官] <62・特144の2>  
第237条 [審判における審理の方式] <62・特145>  
第238条 [通訳人の立会い等] <62・特146・民訴154>  
第239条 [調書] <62・特147>  
第240条 [参加] <(62・特148)>  
第241条 [同前] <(62・特149)>  
第242条 [証拠調及び証拠保全] <62・特150>  
第243条 [民事訴訟法の準用] <62・特151・民訴93-1  
等>  
第244条 [職権による審理] <62・特152>  
第245条 [同前] <(62・特153)>  
第246条 [審理の併合又は分離] <(62・特154)>  
第247条 [審判の請求の取下げ] <62・特155>  
第248条 [審理の終結の通知] <62・特156>  
第249条 [審決] <62・特157>  
  
第250条 [登録の取消し査定に対する審判における  
特則] <62・特158> 55の2  
  
第251条 [審査の規定の準用] <(62・特159)>  
第252条 [差戻し] <62・特160>  
第253条 [審決の効力] <(62・特167)>  
第254条 [訴訟との関係] <62・特168>  
第255条 [審判における費用の負担] <62・特169>  
第256条 [費用の額の決定の執行力] <62・特170>  
  
第257条 [審決等に対する訴え] <63>  
第258条 [同前] <63・特178>  
第259条 [被告適格] <63・特179>  
~商標法第46条第1項, 第50条第1項, 第51条第  
1項, 第52条の2第1項, 第53条第1項又は第53条の  
2~。  
第260条 [出訴の通知] <63・特180>  
第261条 [審決又は決定のし] <63・特181>  
第262条 [裁判の正本の送付] <63・特182>  
第263条 [不服申立てと訴訟との関係] <63の2・特  
184の2>  
  
第000条 [手続の補正] <68の40>  
{手続の補完・補足・補正については商標法第16条を  
設ける。}  
第264条 [指定商品が2以上の商標権についての特  
則] <69>  
{指定商品の表示ごとに, 仮の登録を取消し又登録を  
無効とすることができるので, 特則の範囲は少なくな  
るかもしれない。}  
  
第000条 [色彩] <70>  
{色彩の特例を置かない。}  
  
第265条 [商標登録原簿] <71>  
第266条 [商標登録証等の交付] <71の2>  
第267条 [証明等の請求] <72>  
第268条 [商標登録表示] <73>  
第269条 [虚偽表示の禁止] <74>  
第270条 [商標公報] <75>  
第271条 [手数料] <76>  
{手続の補完・補足又は補正を行う者は, 1つの手続  
を行うごとに, 別表に定める手数料を納付しなければ  
ならない。}  
第272条 [送達] <77・特189>



- 第273条 [同前] <77・特190>
- 第274条 [同前] <77・特191>
- 第275条 [同前] <77・特192>
- 第276条 [書類の提出] <77・特194>
- 第277条 [行政手続法の適用除外] <77・特195の3>
- 第278条 [行政不服審査法による不服申立ての制限]  
<77・特195の4>
- 第279条 [経過措置] <77の2>
  
- 第280条 [侵害の罪] <78>
- 第281条 [詐欺の行為の罪] <79>
- 第282条 [虚偽表示の罪] <80>
- 第283条 [偽証等の罪] <81>
- 第284条 [両罰規定] <82>
- 第285条 [科料] <83>
- 第286条 [同前] <84>
- 第287条 [同前] <85>